

論説 欧州連合（EU）からの離脱（Brexit）交渉 における英国の立場

著者	松澤 幸太郎
雑誌名	筑波法政
巻	78
ページ	1-53
発行年	2019-03-22
URL	http://hdl.handle.net/2241/00154870

欧州連合 (EU) からの離脱 (Brexit) 交渉における英国の立場

松澤幸太郎

はじめに

1. 首相官邸におけるメイ首相のスピーチ (2017年 1月17日)
2. 『EU 離脱及び EU との新たなパートナーシップに関する白書』(2017年 2月 2日)
3. 離脱通知 (2017年 3月29日)
4. フィレンツェにおけるメイ首相のスピーチ (2017年 9月22日)
5. ミュンヘン安全保障会議におけるメイ首相のスピーチ (2018年 2月17日)
6. マンションハウスにおけるメイ首相のスピーチ (2018年 3月 2日)
7. チェッカーズにおける閣僚合意 (2018年 7月 6日)
8. 『英国と EU の将来関係に関する白書』(2018年 7月12日)
9. ベルファストにおけるメイ首相のスピーチ (2018年 7月20日)
10. 若干の検討

おわりに

はじめに

2016年 6月23日、英国において EU 離脱に係る国民投票が行われ英国の EU 離脱が決まり、2017年 3月 29日、英国は EU を離脱する意思を EU に通知し、同年 6月19日から英国と EU 間の離脱に係る交渉が開始された。

その後同年12月 8日英国と EU は、いわゆる第一段階、すなわち欧州連合 (EU) 条約第50条第 2項の定める「脱退に関する取決めを定める協定」(離脱協定) に関する交渉において大筋合意し、同15日 EU 側において、当該大筋合意を踏まえ欧州理事会は、いわゆる第二段階、すなわち EU 条約第50条第 2項の定める「将来的な関係の枠組み」に関する交渉を開始することとした。2018年 2月 6日から英国と EU は、この将来的な枠組みに関する交渉を開始し、2019年 3月29日の英国 EU 離脱期限までの離脱協定の締結を目指して交渉を進めている。

英国の EU 離脱は、国際社会に大きな影響を与える事項であり、離脱に向けた英国と EU 間の交渉は、アジアを含めた世界の注目の対象となっている。また国際社会全体にとっては、これまで EU の一部として活動していた英国が、独自に国際社会で活動をする場を拡大することになる。国際連合安全保障理事会の常任理事国であること等、国際社会における制度においてその立場が確保されている点も含め、歴史的経緯、軍事力も含む政治力、文化的影響力、経済力等、何れをとっても英国の国際社会での活動の拡大は、いろいろな意味で、国際社会に新たな要素・動きをもたらす可能性があると考えられる。

このような状況との関係で本稿は、EU から離脱した英国が、具体的にどのような国になることを目指しているのかに関し、英国の EU 離脱交渉の過程で英国政府が示したいくつかの文書の分析を通じて、検討を試みる¹。具体的には、以下 1. から 9. までにおいて、メイ英国首相のスピーチや英国政府の発行し

1 英国の EU 離脱にかかる英国と EU の交渉過程を検討している連載として、庄司克宏「Brexit の諸問題」(貿易と関税第65巻第 4号 (2017) より) がある。

た白書等の概要を紹介する^{2,3}。次に10. では、9. まですべて概要を紹介した文書の内容に加え、11月14日に英国政府と欧州委員会の間で合意され、その後英国議会で否決された離脱協定案並びに将来関係の枠組みに関する政治宣言案の概要も踏まえ、英国が考えている英国の将来像を概観し、日英間の関係との関連を含め、その意義を検討する。

なお本稿は完全に筆者の個人的な見解に基づくものであり、所属機関とは何ら関わりなく、また同機関の認識あるいは立場を何ら反映しているものではない。

1. 首相官邸におけるメイ首相のスピーチ (2017年1月17日)

(1) 冒頭

2017年1月17日ランカスター・ハウスでメイ首相は、2016年6月23日の国民投票後 EU からの離脱に係る英国の交渉方針に関する初めてのスピーチを行った⁴。当該スピーチでメイ首相は、当該国民投票による変革 (change) の時期を越えて、より強く、より公平で、より結束し、かつより外界に目を向け、さらに、より安全で、より繁栄した、またより寛容な英国を構築したいと述べ、また英国が、先んじて世界を構築する、国際的に有能な者達を引きつけ、あるいは開発者・革新者の拠点となることを望む、とした。

またメイ首相は、欧州の最良の友人であることを望みつつも、真のグローバルな英国 (Global Britain) となることを望み、そのために、古くから関係のある国や新しい同盟国と同様に接する国でありたい、とした。なおメイ首相は、英国がその潜在的な能力、才能、そして意欲を生かし、世界から尊敬される、偉大でグローバルな交易国家となり、また国内において強く、自信のある、結束した国となることを望む、とした。

(2) 英国の計画

メイ首相は、上記のような目標の下、英国は、諸国と適切な関係を構築し、また普通に働いている英国の人々が裨益する関係を構築したい、と述べ、また英国は、欧州の遺産を継承する国であるのと同時に、パキスタン、バングラデシュ、アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アフリカ諸国及び (EU 以外の) ヨーロッパ諸国等の世界中の国と特別な関係を有する、歴史的・文化的に、欧州を越えて、国際的な国であり、世界各国と往来し、そこで学び、また交易をすることを望む、とした。

(3) 英国以外の欧州に対するメッセージ

メイ首相は、6月23日の国民投票は、英国が真のグローバルな英国 (Global Britain) となることを選択したものである、とした。また同首相は、英国の EU 離脱は、EU の解体の始まりではなく、また英国はそれを望んでいない、英国は EU の成功を望んでいると述べた。

他方でメイ首相は、英国国民が、グローバルな関係性やより広い世界との貿易関係を代償にして EU の加盟国としての地位を得ていると感じており、またより直接的な統治を求めていると指摘し、次の点を述べた。

まずメイ首相は、英国が EU から離脱するということは、英国が EU と共有する価値に対する拒否でもなければ、EU から離れたい、ということでもなく、EU に対し害を与えようとするものでもない、英国

2 この紹介は、各文書の全訳でなく、各文書のうち、筆者が本稿での検討に必要と考えたポイント部分の抄訳の要約を示すものである。各文書の全体の概要等は、原典等を参照されたい。なおここで紹介する文書に関し、本稿で紹介する2018年7月12日に発行された、英国政府の EU 離脱に関する具体的なビジョンを詳細に示したとされる白書において英国政府は、当該白書の内容は、ここで紹介する (最後の2018年7月20日のベルファストにおけるものを除く) メイ首相のスピーチに依拠するものである旨を述べている (Executive Summary, p6)。

3 9. の文書に関し、2019年2月5日にもメイ首相は、ベルファストでスピーチを行い、ベルファスト合意等を尊重する旨の約束と、北アイルランドとアイルランドの間に厳格な国境を設けないことに関する約束を再確認する旨を述べている。 <https://www.gov.uk/government/speeches/pm-speech-in-belfast-5-february-2019>.

4 <https://www.gov.uk/government/speeches/the-governments-negotiating-objectives-for-exiting-the-eu-pm-speech>.

はEUと同志であり、親しい友人でありたく、可能な限り自由に貿易を行い、継続的な友好関係を通じて協力して安全と繁栄を得たいとした。同首相は、英国はEUから離脱するが、欧州から離脱するわけではない、とし、自立した英国はEUを構成する国と新たに対等なパートナーシップを構築することを望む、と述べ、さらに英国は、部分的なメンバーシップや準加盟国等、これまで他国がEUと持ってきた関係のような関係を求めるものではない、と述べた。

（４）目標と野心

以上を述べた上でメイ首相は、英国のEU離脱に係る英国の交渉方針の目的を述べるとし、それは、英国とEU間に、新しく、積極的で、建設的なパートナーシップを構築することとし、また同首相は、交渉を進める際の基本的な原則として、確実性と明確性を確保し、また英国は、この機会に、英国を強化し、より公正にし、よりグローバルな英国を構築することをめざす、として、具体的に以下のとおり、確実性と明確性（certainty and clarity）、より強い英国（a stronger Britain）、より公正な英国（a fairer Britain）、真にグローバルな英国（a truly Global Britain）の4つの原則の下に、12の目標を明示した。

<確実性と明確性>

（ア）確実性

交渉を進める過程において、事業者、公的部門、そして全ての者に可能な限りの予測可能性を提供することの重要性を認識し、確実性を確保できる際には、それを確保する。

<より強い英国>

（イ）自国の法律に関する自律性の確保

英国は自国の法に関する管理権を回復し、欧州司法裁判所の英国における管轄権を終了させる。

（ウ）結束の強化

英国を構成する4つの邦（イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）が、それによって自らを強化している、一つの人民としているもの、また将来において開かれた交易立国としての成功を英国にもたらす共有の利益によって結束することは重要である。また、英国がEUから離脱したとしても、EUにおいて保障された地方政府への権限委譲が損なわれることはないが、それによって英国内において生活あるいは事業を行うことに関する新たな障壁が作られることがあってはならず、具体的には、英国を開かれた、世界で最良の取引を行うことのできる交易国家とすることに必要な共通の基準と枠組みを維持する。

（エ）アイルランドとの共通渡航地域の維持

英国のEU離脱以前に構築された、アイルランドとの共通渡航地域（Common Travel Area: CTA）について、英国の出入国管理システムの一体性を確保しつつ、維持する現実的な解決策を実現するよう努める。

<より公正な英国>

（オ）出入国・滞在管理

英国は、聡明な英国で働くあるいは学問をする最善の者達を引き続き引きつけたいと考えており、実際、世界的に有能な者に対して開かれた国であることは英国の特徴的な資産の一つであり、他方で、英国の出入国・滞在管理システムは、国家の利益に資するように適切に管理されなくてはならず、英国はEUから入国する者の数を管理する。

（カ）英国に居住するEU市民とEU域内に居住する英国国民の権利の保障

他のEU加盟国におけるのと同様に英国の優先事項として、すでに英国に在住するEU市民の権利と、EU加盟国に在住する英国国民の権利を速やかに保障することを望む。

（キ）労働者の権利の保護

英国は就労している人々の権利を保護し、それらの人々を支援する国であり、EU法を英国法に書き換えるのに当たっては、労働者の権利が完全に保障され、維持されることを確保する。

<真にグローバルな英国>

この機会に英国は、古くからの友人と新たな同志を平等に接遇し、偉大で、グローバルな交易国家で、

かつ世界のあらゆる地域との自由貿易を支持する、真にグローバルな英国を目指す。

(ク) 欧州市場との自由貿易

第一に、英国と EU 加盟国間において、モノとサービスに関する可能な限り自由な取引を可能にし、英国の企業が欧州市場において最大限に自由に貿易を行い、あるいは事業を実施出来、また欧州の事業者が英国において同様のことをすることを可能にする協定の締結を望む。他方で、モノ、資本、サービス、人の自由な移動を受け入れることが単一市場のメンバーシップの意義であり、また EU 加盟国でなく、単一市場に属することは、その規則等に関し投票資格を有しないまま、EU のルール等に従うことを意味するとする EU 側の主張を理解・尊重しつつ、その要素を取り込む可能性はあるが、単一市場のメンバーシップは求めない。もっとも、単一市場に対して、新しい、包括的かつ挑戦的で野心的な自由貿易協定に基づく最大限に可能なアクセスを求める。

なお英国は、EU から離脱することから、EU 予算への貢献は行わない、とし、英国は EU の個別のプログラムには参加するかもしれないが、EU 予算への拠出は行わない。

(ケ) EU 域外の国々との新たな自由貿易

EU は重要な貿易相手国であるが、世界において輸出市場が拡大している現在、英国は貿易を拡大することが必要であり、英国のグローバル化のためには、EU 外の国々とも、貿易協定を締結する自由を有さなければならない。なおこの点に関し、EU との関税同盟の加盟国である限り、完全な貿易交渉を行うことは困難なことは承知しているが、英国が自らの貿易協定を交渉できることが望まれ、同時に EU との間では関税がなく、また可能な限り障害のない貿易を実現したい。さらに、このことは、英国は EU の共通通商政策に拘束される、あるいは共通関税に縛られることは望まないということで、同時に、EU とは関税協定 (customs agreement) を締結することを望む。

(コ) 科学とイノベーションにとっての最適地

グローバルな英国は、将来を展望する国でなければならず、これはすなわち、科学とイノベーションにとって英国が最適の地の一つでなければならないことを意味する。また、この点において英国は、主要な科学、研究、技術にかかる取組みに関する連携を継続するための欧州のパートナーとの合意を歓迎する。

(サ) 犯罪・テロ対策に関する欧州各国との協力の継続

英国がグローバル化しても、犯罪対策、テロ対策及び外交政策について欧州のパートナーとの協力を継続し、さらに、EU との将来関係には法の執行や機密情報 (intelligence material) の共有に関する実務的な取決めが含まれることを望む。

<段階的取組み>

(シ) 円滑で秩序ある EU 離脱

以上が、英国が実現したい、より強く公正なグローバルな英国を形成することに関する目標であり、EU との新たな、強く建設的なパートナーシップの基礎である。

また、EU 条約第50条が定める2年間の期間内に、EU との間で将来関係に関するパートナーシップに合意したいが、同時に、英国と EU 及び EU 加盟国が合意する将来関係に関する新たな枠組みを実施する為の移行期間を設けることが英国と EU 双方にとって利益になり、また産業界にとっても新たな枠組みに備えるための時間を取ることが出来るようになる。なお、このような移行期間は、出入国・滞在管理、通関制度、刑事司法協力、あるいは将来的な金融サービスの法的・規制枠組みに関して求められる可能性があり、また新たな取決めを段階的に導入するために必要な時間は、事項ごとに異なり得る。

2. 『EU 離脱及び EU との新たなパートナーシップに関する白書』(2017年2月2日)

2017年2月2日英国政府は、『EU 離脱及び EU との新たなパートナーシップに関する白書』⁵を発出した。

5 <https://www.gov.uk/government/publications/the-united-kingdoms-exit-from-and-new-partnership-with-the-european-union-white-paper>.

当該白書は1月17日のメイ首相のスピーチの内容を具体化するもので、その概要は以下のとおりであった。

（１） 確実性と明確性の提供

英国政府は、法的確実性を提供するために、1972年欧州連合法を廃止し、現状のEU法を国内法に転換する大廃止法（Great Repeal Bill）⁶を制定する。これによって英国のEU離脱以降も、EU法の下で英国において存在する権利と義務は維持される。もっとも英国のEU離脱以降、英国議会等は、これらのEU法に関し、維持、修正あるいは廃止を判断することができる。

英国政府は、事業者が将来的な資金準備に関する確実性を確保することの重要性について認識しており、この点から、農場に対する支払い（farm payments）、科学あるいは研究に関わるものを含む競争的補助金（competitive grants）、構造改革及び投資基金（structural and investment funds）⁷に関わる明確性を提供するための対応をとった。

（２） 司法権を取り戻す

EU離脱後英国の法は、ロンドン、エディンバラ、カーディフ及びベルファストにおいて、英国固有の利益と価値を反映して、制定される。英国の立法機関と司法機関が、英国における最終決定をすることになる。英国における欧州司法裁判所の管轄はなくなる。

英国とEU間の将来関係における公正と平等を確保するためには、紛争処理手続が必要とされる。当該紛争処理機関によって、英国とEU間の合意に関する単一の理解を共有することが出来、また合意の統一的で公正な適用を確保することが出来る。このことから英国は、EUとの間の合意の解釈と紛争解決に関する新たな方法について、EUと合意することを追求する。

（３） 結束の強化

英国全体に影響を与えるEUからの離脱に関する準備をするに当たって英国政府は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、イングランドの政府と協力している。英国政府は、離脱交渉を行うに当たって、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、イングランドの個別の利益を、英国全体の利益と共に追求している。

また英国政府は、英国内における生活あるいは事業の実施の障害になる新たな障壁は作らないことを確保する。このために英国政府は、世界中の国々と最良の取引を行い、また共有の資源を保護する、開かれた取引国家としての英国を強化するために、英国の国内市場のために必要な共通の基準と枠組みを維持する。

（４） アイルランドとの強力で歴史的な関係の保護及び共通渡航地域（CTA）の維持

アイルランドとの強力で歴史的な関係を維持することは重要な優先事項である。これは、共通渡航地域（CTA）の維持を含む。英国政府は、人々の日々の生活にとっての特別な重要性に鑑み、英国とアイルランド間において自由に移動できることを保障することを望み、北アイルランドの行政機関やアイルランド政府等と協力して、英国の出入国管理システムの一体性を確保しつつ、共通渡航地域（CTA）を維持する現実的な解決策を実現するよう努める。また英国政府は、北アイルランドの行政機関やアイルランド政府と協力して、北アイルランドとアイルランドの間の国境に関する、特有な経済、社会及び政治的な経緯を

6 Great repeal bill に関し、英国政府は白書を発出している。 <https://www.gov.uk/government/publications/the-repeal-bill-white-paper>

なお同法案の内容は、2018年6月26日に European Union（Withdrawal） Act 2018として制定された。同法制定の経緯に関しては EUROPEAN UNION（WITHDRAWAL） ACT 2018 EXPLANATORY NOTES（http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/pdfs/ukpgaen_20180016_en.pdf）参照。

7 ここで本白書は、2016年秋のステートメント前に合意等された全ての欧州構造改革及び投資基金（European Structural and Investment Funds（ESIFs））は、英国のEU離脱以降も継続するものであっても、全額補償される旨等を述べている（12頁）。

踏まえた実務的な解決策を見つけることに努める。EUからの離脱における英国政府の明確な目的は、北アイルランドの特別な状況に対して十分に配慮することを確保することである。英国政府は離脱交渉において、産業界の利益を保護し、英国とアイルランドの法執行機関や安全保障機関等の間の業務の実施に関わる協力を維持する。

(5) 出入国及び滞在管理

英国は開かれた、寛容な国家であり、英国社会に対する移民の価値ある貢献を認識しており、また、英国をよりよくする技能あるいは専門的能力を有する者を歓迎する。しかしながら将来英国は、EUから英国に来る者の数を管理することを確保しなければならない。

直近の十年程度の間、英国に記録的な長期移民が来訪し、このことが学校その他のインフラ、とくに住居、等に係る公共サービス並びに低収入者の賃金の引き下げに関する公の懸念を生じせしめた。公衆は英国政府が移民を管理できる能力を有することに関する信頼を持ちたいと望んでいる。EUからの英国への、制限のない人の自由な移動がある限り、外国人の入国を管理することは不可能である。

英国政府は、EUから入国する者の数に関する管理をすることを可能にすることを確保する出入国管理システムを形成することが必要となる。このことから、将来的には、EUの人の移動に関する指令は英国に適用されなくなり、EU加盟国国民の入国は英国法に基づく管理下におかれる。

英国政府は、英国全域における必要と利益に関する包括的な概念図を描き、それに基づいて、それら全てに対応するシステムを開発する。なおこのシステムの実施に際しては、実施期間を設けることを意図しており、これによって事業者と個人は、当該システムへの対応のための計画を立案し、準備をする十分な時間を取ることが出来ることになる。

(6) 英国在住 EU 市民及び EU 在住英国国民の権利

英国がEU加盟国である間、英国在住のEU市民と、EU在住の英国市民の権利は変わらない。人の自由移動に関するEU指令（Article 16 of 2004/38/EC）と英国法で規定されているように、少なくとも5年間継続して合法的にEUの一の加盟国に居住した者は、自動的に永住する権利を得る。英国政府は、EU加盟国国民による英国の経済及び社会に対する貢献を認識している。

英国在住のEU市民と、EU在住の英国市民の地位を保障し、確実性を提供することは、英国のEU離脱に関する交渉において早期に達成されるべき優先的事項である。英国政府は、望まれている確実性を人々に提供する用意があり、また、可能な限り早期に欧州の関係者と相互主義に基づいてこの点に関し合意する用意がある。

(7) 労働者の権利

英国の労働法は、EU法で規定されている基準の多くよりも、すでに高い水準を規定しており、英国政府は就労に関して人々が有する権利を保護し、向上させる意図がある。

英国政府は、労働者の権利を世界的に推進する者としての英国の立場を維持することを確約し、変転する労働市場に合わせて労働者に対する法的保護を提供することを確保する。

(8) 欧州市場との自由貿易

英国とEU間にすでに存在している深く統合された貿易・経済関係が、英国のEU離脱後も維持されることは、EUと英国にとって利益である。英国とEU間の新たな関係は、可能な限り自由なモノとサービスの貿易を目指すものでなければならない。また当該関係は、欧州市場で取引を行い、事業活動をするための最大限の自由を英国企業に与え、同時にEU企業にも同様の待遇を英国において与えるものでなければならない。当該合意には、新たな関税協定が含まれなければならない、それは、可能な限り障害のないEUとの貿易という英国の目標を支えるものでなければならない。

英国はEUの単一市場との間で、関税率ゼロであり、また共通の規制枠組みを有している。このことか

らすると、行われなければならないのは、現在英国と EU の事業者がそれぞれの市場で交易を行い、また事業活動をすることが可能とされている共通の組織と枠組みから生じる利益を、英国が EU を離脱した後に、新たな包括的で、挑戦的かつ野心的な自由貿易協定を通じて継続させる最良の方法を見つけることである。

長年にわたり同一の規制を遵守してきた英国と EU のその他の加盟国の間で、改めて英国と EU 間の規制に関する調整を再度始めるのは無駄であり、一定程度は単一市場に関する規制の要素を利用することになるかもしれない。なおこのような枠組みは、完全な相互主義に基づき、双方の利益になるものでなければならない。

(ア) モノ

英国と EU 間の新たなパートナーシップは、英国と EU 加盟国間で可能な限り障害のない、関税ゼロの貿易を実現するものでなければならない。

(イ) 農産物、食料及び魚介類

英国で輸入される農産物の70%は EU からのものであり、これを踏まえると、農産物に関する相互の市場に関し高いレベルのアクセスを維持することが、英国と EU 双方の利益になる。

EU の漁業産業の英国の領海への依存が高いこと、同時に英国にとっても EU の領海は重要であることを踏まえると、英国と EU の漁業産業の双方にとって利益となる合意をすることが英国と EU 双方にとって有益である。

(ウ) サービス（除く金融サービス）

新しい戦略的パートナーシップにおいては、英国と EU 加盟国間で可能な限り自由なサービス貿易を実現することを目標とする。

(エ) 金融サービス

新しい戦略的パートナーシップにおいては、英国と EU 加盟国間で可能な限り自由な金融サービスの貿易を実現することを目標とする。

金融サービスのような高度に統合された分野においては、市場の相互統合を認めるような、相互協力枠組みを構成することには正当な利益がある。EU から英国が離脱するのに際し英国政府は、EU との間で緊密な協力を実現する監督制度を構築し、英国、欧州、世界の経済に安全にサービスを提供し続けられるように、国際標準を支持し、適用していく。

(オ) エネルギー・運輸・通信

特に EU との相互関係が緊密なネットワーク産業及び関連サービスとして、運輸、エネルギー及び電気通信がある。

(i) エネルギー

エネルギーに関する将来の英国の EU との関係に関し、英国政府はあらゆるオプションを検討しており、特にそれにアイルランド及び北アイルランドの両方が、購入可能で、継続性のある安全な電力供給を依存している、アイルランド島の単一電力市場の崩壊を避ける方法を検討している。

(ii) EURATOM

英国は EU と、科学・研究に関し協力したいと考えており、原子力科学はその一部である。従って EURATOM に関する事項と、原子力関連の事項に係る協力についての方法は、交渉の対象であり、重要事項である。

原子力産業は、英国にとって戦略的重要性の鍵であり、EURATOM から英国が離脱したとしても、民生原子力利用、安全措置及び安全性の確保、並びに欧州やその他の国際的なパートナーとの交易のために、より緊密で効果的な枠組みの維持を訴求する、という明確な目標に影響を与えるものではない。さらに、英国は原子力に係る研究と開発に関し、世界をリードしており、この重要な分野で英国の野心を下げる意思はない。英国は、原子力分野における研究開発の重要性を認識しており、代替的枠組みの探求を通じてこれが継続することを確保する。

(iii) 運輸

EU 法には、航空、道路、鉄道及び海上の四つの運輸のモードに関わる法があり、それらは英国と EU 間の関係を所轄し、英国と EU が将来関係に関して交渉する際、考慮に入れる必要がある。

(iv) 電気通信

英国において電気通信事業者は、競争と選択の自由を促進する観点から、EU の電気通信枠組みに基づいて規制されている。EU 離脱以降も、英国の電気通信事業者が、EU との関係で、可能な限り自由かつ公正な競争の中で貿易を継続することが出来、また EU の事業者が英国において同様の状況にあるようにすることを望む。

電気通信ネットワークを通じて送信されるコンテンツは、EU のオーディオビジュアルメディアサービス指令によって規律されている。離脱交渉において英国は、EU と可能な限り自由なコンテンツの取引ができるようにすることを確保することに注力し、英国の放送分野の発展を継続させたい。

(カ) 分野横断的規制

英国の EU 離脱以降、英国政府は、英国を、事業を実施することに最適の場所にするのを約束した。これは、高品質で安定的な、予見可能性のある規制環境を育成し、同時に、不必要な規制のコストを削減し、ビジネスモデルの発展を支援することを意味する。

データ移転の安定性は重要であり、EU のルールは、EU 加盟国間のデータの流通を確保している。欧州委員会は、EU と第三国の情報保護の水準の同等性を認定し、EU の企業がそれら第三国に自由に情報を移転させることが出来ることを認めることが出来る。EU 離脱以降英国は、英国と EU 加盟国間の安定したデータ移転の継続を追求する。

(キ) EU 関係機関

欧州医薬品庁 (EMA)、欧州化学物質機関 (ECHA)、欧州航空安全機関 (EASA)、欧州食品安全機関 (EFSA)、欧州金融監督機構 (ESAs) 等の EU の機関と英国の関係に関し英国は、EU 及び EU 加盟国と協議する。

(ク) 新たな関税アレンジメント

EU からの離脱以降、英国は、世界各国と自らの特惠的な貿易協定を締結する機会を得た利点を生かすことを望む。英国は、EU の共通対外関税に縛られず、また、共通通商政策に参加しない。これらは、EU との将来的な関税枠組みの基本的な考え方である。

EU からの離脱に当たり英国は、EU と新たな関税枠組みを追求したいと考えており、それが貿易から最大限の機会を得られ、また可能な限り英国と EU 間の貿易に障害がないものとするのを可能にするものであるべきと考えている。この新しい合意の正確な様式は交渉によると考えている。なお、どのような様式なるにせよ、またその実施にどのような組織が作られるにせよ、英国は、現在産業界が享有している状況を維持することを望み、また同時に、通関手続が求められるとしても、可能な限り障害のないものとするのを望む。英国は、これまでの EU と他国の前例を複製するのではなく、英国にとって最善の交渉結果を望む。また EU との新たな枠組みの形成に伴って、英国は、可能な限り英国の通関システム及び通関手続が効率的であることを確保すること望む。

上記に加え英国は、北アイルランドの事業者が直面する固有の状況に留意する。英国は英国全体のためになる交渉を行うことを約束する。共通渡航地域 (CTA) に関し英国は、アイルランド政府及び北アイルランド行政機関と協力して、北アイルランドとアイルランド間の国境の経済的、社会的及び政治的文脈における文脈に留意して、行政負担を最小限とし、当該国境を可能な限りシームレスで障害のないものとする現実的な対応策を見いだすことに努めることを約束する。

(ケ) EU 財政

EU からの離脱に伴い、納税者の負担する資金をどのように使うかは英国によって決定される。英国は単一市場の加盟国ではないので、EU 財政への貢献を求められることはない。他方で、英国が参加を求めらる欧州のプログラムはあり得る。その際には、適切な貢献を行うことは合理的である。

（9）その他の国との新たな貿易協定

EUからの離脱に伴い英国は、世界中の国々と自由貿易協定を締結することが出来る機会を得た。英国は、二国間関係あるいは複数国間関係における自由貿易を推進する嚆矢となり、また国際的な法の支配に基づく制度を支援し続ける。

（ア）世界との貿易の強化

EUからの離脱以降英国は、世界で急速に拡大し、変革している輸出市場において英国の貿易を大きく拡大することを意図している。EUは英国にとって重要な貿易相手であるが、EU外の市場の重要性も拡大している。

また英国は魅力的な投資先国である。EU離脱以降英国は、これらの世界的な貿易国家としての英国の長所と歴史的な英国の役割を生かし、現存する機会を生かしていきたい。貿易を拡大し、市場を開放し、世界で成功している世界企業の投資を受け入れることで、英国は、雇用を創出し、生産性を向上し、GDPを上げる。競争を促進し、事業改革を促進することで、サプライヤーは、より質の高く安い製品を、そのサプライチェーンで供給することが出来、消費者により多くの選択をよりやすい価格で提供することが出来る。

英国の貿易政策には、第三国との二国間自由貿易協定や対話、多数国間あるいは複数国間交渉への参加、世界貿易機関（WTO）の市場アクセス交渉あるいは紛争解決手続への関与、貿易救済、輸出管理、自律的自由化、貿易特恵の供与、あるいは貿易と開発等を含む、各種の手段を含む。EU27加盟国の立場を離れて英国の貿易政策を作ることは、英国によりそぐう交渉を行うことを可能にし、またより迅速に交渉を行うことが出来る。

（イ）国際貿易省の設置

次の目的のために英国は、国際貿易省を設置した。

- (i) 全ての人々のために有用な拡大する経済に貢献するために、英国のモノ及びサービスの輸出を促進し支援すること
- (ii) 海外投資の受入あるいは国外投資の促進を通じた価値の創出の最大化
- (iii) 英国にとってもっとも有用な国際貿易のための枠組みの構築

同時に英国は、EUと自由貿易協定を締結している国、あるいはEUとの間で特恵枠組みを有する国を含む、第三国との、貿易投資関係を維持することを追求する。

（ウ）WTO加盟国としての立場

EUからの離脱に伴い、英国は、WTOにおいて独自にモノとサービスに関する留保表・約束表を作成する必要がある。英国は、EU加盟国としての現状の立場を可能な限り複製する形でそれを作成する。なお英国は、G7、G20、国連、OECDのような国際機関等において、精力的に、これまでどおり、貿易の促進や開発の促進の立場を追求する。

（10）サイエンス・イノベーションに最適な場の確保

（ア）産業戦略の根幹としての科学、研究、開発

グローバルな英国は、将来に目を向けなければならない。このことは英国が、世界最高の科学と開発の場の一つでなければならないことを意味し、経済発展と長期的な英国の競争力の基礎力となる、新製品や新しいサービス、あるいはより素晴らしい事業遂行手法がこれによって導かれるようにしなければならないことを意味する。英国政府は、すでに英国を、世界をリードする科学の基地とし、また、英国を、科学技術に関わる、科学者、イノベーター、投資家のための国とすることを約束した。また英国政府は、研究・開発に投資することを約束し、これによって科学に関する英国の優位を維持することに英国政府がコミットする明確なメッセージを発出した。

（イ）科学と研究の基礎との協力

英国政府は、EUの研究支援プロジェクトである Horizon2020に基づく研究助成の募集に関する支援を英国政府が継続することを表明するなど、英国が最良の研究と開発において世界的に有力な立場を占めら

れるようにするための枠組みを立ちあげ、そのための対応を実施した。

(ウ) 国際協力のリーダーとして

EU 離脱後も英国は、主要な科学、研究あるいは技術開発イニシアティブに関し、欧州のパートナーと協力を継続するための合意をすることを歓迎する。

(11) 犯罪及びテロとの戦いに関する協力

英国の安全は英国政府にとって最も重要な事項である。安全に対する脅威に関し英国は、これまで主要な世界的に活動するプレイヤーであったし、これからもそうであることを意図している。継続的に脅威が生じる状況において、英国は、EU 及び EU 加盟国を含む英国のパートナーとより緊密な協力が必要であり、危害・脅威を英国等に与えようとする相手に関する情報を共有し、相互に支援しながらそれに対応することが求められる。英国は、欧州のパートナーと外交に関する協力を継続し、テロに対する対策に関して強力なサポートを提供する。

欧州及び世界の同盟国とサイバーセキュリティに関して協力するとする英国の約束は、縮減されることなく、サイバー的な脅威に対抗するための能力を高め、自由で、開放された、平和で、安全なサイバー空間の継続を確保するために、国際的なパートナーと緊密に活動することを続ける。

EU 離脱以降英国は、犯罪及びテロリズムに対する戦いにおいて協力するために、EU との間でできる限り最良の結果を目指して交渉を行うことに努める。英国は、EU との、実行可能で実際的な越境協力を主眼に、緊密な将来関係を目指す。英国は、英国と EU が共に直面する変化する脅威に対応することを可能にするための関係を追求する。英国と英国以外の欧州における公共の安全は、英国と EU の交渉の中心的な論点である。

<英国と世界>

英国は、国際関係において、引き続き最も重要な世界的な活動主体であり続ける。英国は、気候変動を含む主要なチャレンジに対応しようとする世界的な取組みにおいて、欧州及びその他の国際的なパートナーと協力して、世界をリードする主体であり続ける。英国は、安全保障と防衛にかかる外交政策に関し EU との協力を継続するために、英国の有する国際関係における特権的な地位とツールを利用したい。英国は、EU のパートナーと共に、欧州の安全保障を支え促進し、世界に影響を与えることを望む。また英国は、世界中に真のグローバルな英国を示すために、英国のパートナーとの強力な二国間関係を促進することを望んでいる。

<欧州の安全保障>

EU 離脱後も英国は、欧州の安全保障に関与し、EU の外交及び安全保障政策に貢献する。

<EU からの離脱は欧州からの離脱ではない>

EU 離脱以降も英国は、世界的な外交及び安全保障政策の活動主体として積極的に役割を果たしていく。英国は、引き続き、グローバル・パワーであり、欧州のパートナーと共に、課題への取組みで協力する。

(12) 円滑で混乱のない EU 離脱

円滑で互恵的な英国の EU 離脱を実現するためには、英国と EU による、首尾一貫して調整された取組みが求められる。英国は、破滅的な、崖から落ちるような対応は避けることを望んでおり、如何なる新たな取組みや新たなパートナーシップに関しても、移行期間が必要と考えている。なお具体的な移行期間は、案件毎に異なり、移行期間に関する枠組みは交渉の対象である。また英国は、期限の定めのない移行期間は求めない。

英国と EU の将来関係は、英国と EU の両者にとって利益のあるものでなければならず、離脱交渉はこの精神の下で行われなくてはならない。もっとも、英国にとって、悪い合意をするくらいならば、合意をしない方が良く考えている。離脱交渉において合意に失敗する場合には、その影響を緩和するための立法をすることも含め、英国は、経済その他の機能が継続して動くようにすることを確保する。

（13）結論

英国政府は、EUに留まるために、バックドアを設ける意図はなく、二回目の国民投票をする意図もない。他方で英国は、EU加盟国として実現してきた、統合と調和の深化を踏まえ、英国とEU間における戦略的パートナーシップにおいて、英国とEU間の自由貿易を支持し、また、安全保障、外交、科学技術等の重要事項に係る可能な限り緊密な協力を実現することを追求する。

EUの成功は、英国の国益になる。英国の国民投票は、英国の議会制民主主義、国家としての自律、そして、英国がより世界を目指し国際的になることを望んだ結果である。英国は、時間を戻して、欧州が、平和でなく、安全でなく、自由に貿易が出来なかった時代に戻ることは望んでいない。

以上から英国は、EUと信頼できるパートナー等になることを望み、可能な限り自由に貿易することを望み、英国とEUが安全で、その共有する価値を促進すること等を望む。英国とEUが強いパートナーシップを築くことはグローバルな英国の実現の中核的要素である。

3. 離脱通知（2017年3月29日）

2017年3月29日英国は、3月16日に成立したEU離脱通知法（European Union (Notification of Withdrawal) Act 2017）に基づき⁸、メイ首相からトウスク欧州理事会議長宛の書簡⁹によって、英国がEUから離脱する旨を通知した。

（1）離脱通知の概要

当該通知の概要は以下のとおりであった。

昨年6月23日、英国国民は、投票で、EUからの離脱を決定した。以前お伝えしたように、この決定は、隣人である欧州の人々と分かち合う諸価値の否定を決定するものではない。またこれは、EUあるいはその加盟国に対して危害を加えることを意図したものではない。逆に英国は、EUの成功と繁栄を望んでいる。他方で、国民投票において英国は、英国の自律を意図していることを示した。英国はEUから離脱する。しかし欧州から離脱するものではなく、欧州大陸全体の友人と、引き続き、パートナーとして同盟関係を有し続けたいと考えている。

ここに自分は、英国国民の民主的決定を伝達する。EU条約第50条第2項に基づき自分は、欧州理事会に対し、英国がEUを離脱する意図を通知する。加えて自分は、欧州原子力共同体（EAEC）からも離脱する意図を通知する。

なおこの書簡では、英国政府による、英国のEU離脱に係る議論についての考え方と、EUから離脱した以降の、英国が望む、EUとの深く特別なパートナーシップについての考え方を示す。英国は、ここで述べる考え方が、英国のみならず、EUにとっても有用であると考ええる。

英国は、公正かつ秩序だった方法で、また英国及びEUの両者にとって可能な限り混乱なく、ここで述べる考え方を実施するために、将来の交渉プロセス使うことが、英国とEUに取っての利益と考える。欧州が、強く繁栄していること、またその価値観を実現し、世界をリードし、自らの安全保障を維持することを、英国は確保したい。また英国は、新たな深化した特別なEUとのパートナーシップを通じて、ここで述べる考え方を、実現したい。このことから英国は、EUと、離脱協定と共に、将来関係に関する条件について合意することを望む。

英国政府は、英国国民、EU市民並びに世界中から来ている第三国国民とその事業に可能な限りの確実性を、可能な限り早急に与えることを目指して、英国とEUの議論を行いたい。

以下では、今後行われる離脱交渉に関する議論に係るいくつかの原則を提案するが、その前に英国で取

8 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/9/contents/enacted>. 本法に係る邦語文献として、田村祐子（国会図書館海外立法情報課）「【イギリス】EU離脱をめぐる立法動向」第271巻第1号（2017年4月）（http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322293_po_02710105.pdf?contentNo=1）。

9 <https://www.gov.uk/government/publications/prime-ministers-letter-to-donald-tusk-triggering-article-50>

られる手続について説明する。

(ア) 英国における手続

英国は、1972年欧州共同体法を廃止し、現状の EU 法を英国法に受容する法律を制定する。また、英国は一体として、離脱交渉を行う。

(イ) 英国と EU の交渉

英国と EU が、経済及び安全保障における協力を含む、深化した特別なパートナーシップに合意することを英国は望む。このために英国と EU は、EU からの離脱に関する条件と共に将来関係に関する条件にも合意することが必要と考える。

仮に英国が、合意なしに EU から離脱する場合、英国と EU は WTO における条件に基づいて貿易をすることになり、治安・安全保障に関しては、犯罪・テロリズムに対する戦いに関する協力が弱体化することになる。この場合でも、英国と EU は変化に対応するために協力すると考えるが、これは両者が求める結果ではない。したがってこの結果を避けるよう、両者は努めなければならない。

(ウ) 議論の原則の提案

今後行われる議論の可能な限りの円滑化と成功の確保のために、自分は以下のいくつかの原則を提案する。

(i) 英国と EU は、誠実な協力の精神の下、お互いに対して建設的にかつお互いを尊重して議論を行うこと

英国の首相になって以来、自分は、トウスク欧州理事会議長、EU 加盟国の首脳、欧州委員会委員長及び欧州議会議長の発言を注意深く聞いてきた。そのことから英国は単一市場のメンバーシップを求めている。英国は、EU の主張する、単一市場のメンバーシップと 4 つの自由とは不可分であり、いわゆるチェリー・ピッキングは認められないとする立場を尊重している。また英国は EU からの離脱には結果が伴うことを理解している。つまり英国は、欧州大陸の経済に関係するルールに対する影響力を失う。さらに英国は、英国企業が、EU と交易する際、英国がその一部でなくなる組織において合意されたルールに従わなければならないこと、また EU 企業も英国において同様であることを承知している。

(ii) 英国と EU は、常に市民を第一に考えるべき。

議論は複雑であるが、中心にあるべきなのは、英国と EU の市民の利益であることは留意されるべきである。例えば、英国に在住する EU 市民あるいは EU に在住する英国国民の権利について早期に合意に至ることを目指すべきである。

(iii) 英国と EU は、包括的な合意を確保するために取り組むべきである。

経済と安全保障協力の両方に関し英国と EU は、深化した特別なパートナーシップに合意すべきと英国は考える。英国と EU は、法に従い、また英国と EU の継続的なパートナーシップの精神に則り、EU からの離脱に関し英国の権利と義務に関してどのように公正に決定を行うかについて議論することが必要である。しかし同時に英国と EU は、EU からの離脱と同時に、将来のパートナーシップの条件についても合意することが必要である。

(iv) 英国と EU は、混乱を最小限とし、また最大限の確実性を確保するよう協働すべきである。

英国、EU あるいは第三国の投資家、事業者あるいは市民は、計画を立てることを望んでいる。現在の関係から将来の関係に以降する際、cliff-edge の関係が生じることを避けるために、新たな枠組みに円滑にかつ秩序だつて移行するための移行期間を設置することで、英国と EU の人々と事業者は、利益を得る。このことに早期に合意することで、英国と EU は、混乱を最小限にすることが出来る。

(v) 特に、英国と EU は、英国のアイランドとの固有の関係と、北アイランドの和平プロセスの重要性に注意を払う必要がある。

アイランドは英国と陸の国境を有する唯一の EU 加盟国であり、英国はアイランドとの間の国境をハードボーダーとすることを避け、共通渡航地域を維持し、英国の EU 離脱がアイランドに害を生じさせないことを望む。また英国は、北アイランドに関わる和平手続を阻害しないことを確保することと、ベルファスト合意を尊重する重要な責任がある。

(vi) 英国と EU は、可能な限り早急に各政策分野の詳細に関する技術的な議論を始めるべきであるが、同時に大きな課題を優先すべき。

英国の EU 離脱から生じる問題に対する対応方法に係る高いレベルの合意をすることは、当然、早期に行われるべきことである。同時に英国は、挑戦的で野心的な自由貿易協定を英国と EU で締結することを提案する。これまでのどのこのような協定よりも広い範囲をカバーし、高い野心のレベルをもつものでなければならず、金融サービスやネットワーク産業等の英国と EU の統合した経済に重要な分野をカバーするものでなければならない。これには、詳細な技術的交渉が必要になるが、現在英国は EU 加盟国であることから、両者間には、すでに同様の規制枠組みと基準が存在する。したがって英国と EU は、どのように公正で貿易環境を維持するために規制枠組みの転換を行うか、及びどのように紛争を解決するかを優先すべきである。

(vii) 英国と EU は、共通する欧州の価値を維持し展開するために、共に取り組み続けるべき。

世界はこれまで以上に欧州の自由で民主的な価値を必要としている。その価値を反映し、また安全保障における脅威から自らを防衛しつつ、欧州が引き続き強く、繁栄し、また世界をリードすることを確保するように、英国は自らの役割を果たす。

(エ) 必要な取組み

経済と安全保障協力の両方に関し英国と EU は、深化した特別なパートナーシップに合意すべきと英国政府は考える。世界貿易の伸張が減速し、世界各地で保護主義者の行動の傾向が見受けられる現在、欧州は、その市民の利益のために、自由貿易を支える行動を起こさなければならない。同様に、欧州の安全保障は、冷戦終結後以来の如何なる時よりも、脆弱化している。我々の市民の繁栄と保護のための協力を弱体化させることは、コストのかかる誤りである。

(2) 英国議会下院におけるメイ首相のスピーチ

3月29日、メイ首相は、上記の EU への離脱の通知に続き、下院でスピーチを行った¹⁰。当該スピーチのポイントは以下のとおりである。

数分前、ブリュッセルにおいて、英国の EU 常駐代表がトゥスク欧州理事会議長に対し、EU 条約第50条を発動する英国政府の決定を確認する書簡を手交した。同条の手続は現在進行しつつあり、英国国民の求めるとおり、英国は EU を離脱する。

英国は、自ら決定を行い、自ら立法を行う。英国国民の多くに関わることに関しコントロールする。またこの機会に我々は、より強く、より公正な英国、我々の子孫がその家と誇るにふさわしい国を構築する。これは我々の野心であり、機会である。これは我々政府が行うべきと定められたことである。

このような国家の歴史における転換点において、我々の選択は、我々の国の性質を決定する。自分は、この変革の期間を経て英国を、より強く、より公平で、より団結した、より外向きの国としたい。また自分は、この国を、より安全で、より繁栄する、より寛容な国とし、世界の有能な者を引きつけ、先んじて世界を形成する、先駆者、改革者の居所としたい。

自分は、この国を、欧州のパートナーにとって、またそれに留まらず、欧州の枠を越えて、最良の友人であり隣人である、真にグローバルな英国とすることを望む。このことから自分は、これからの交渉のための明確で野心的な計画を打ち出した。これは、新しい、英国と EU 間の深化した、特別なパートナーシップのための計画である。価値のパートナーシップ、利益（interest）のパートナーシップ、安全保障や経済等の分野における協力に基づいたパートナーシップ、そして英国、EU、さらに世界にとって最も利益のあるパートナーシップである。これまで以上に、世界は、英国も共有する、欧州の自由で民主的な価値を必要としている。英国は、EU から離脱するが、欧州からは離脱せず、親しい友人であり同志である。欧州がその価値を反映し、また安全保障における脅威から自らを防衛出来るように、英国は自らの役割を果たす。また英国は、EU の繁栄と成功のためにできる限りのことをする。なお英国は、交渉を進める中で、

10 <https://www.gov.uk/government/speeches/prime-ministers-commons-statement-on-triggering-article-50>

ビジネス界、公共部門及び全ての人々に対して交渉過程を明らかにし、確実性を提供する¹¹。

4. フィレンツェにおけるメイ首相のスピーチ (2017年9月22日)

EUとの交渉開始直前の2017年6月の英国議会総選挙で保守党は議席数を減らし、政府の求心力低下が指摘される中、2017年9月22日、イタリアのフィレンツェにおいてメイ首相は、英国のEU離脱に係る「英国とEUの協力とパートナーシップの新たな時代 (A new era of cooperation and partnership between the UK and the EU)」と題するスピーチを行った¹²。当該スピーチのポイントは以下のとおりであった。

(1) 共通の課題

大量の移民やテロリズムは、英国とEUの協力によってのみ解決が可能な、欧州の価値に対する挑戦のわずかな例である。世界経済の成長の弱化、保護主義に向かう傾向を惹起する自由主義と自由貿易を支持する民衆の縮減、将来世代のために我々が残す惑星を縮小し劣化する気候変動の脅威、北朝鮮による著しく正義に反する核兵器の拡散、また欧州大陸では、東方に向かう領域的攻撃、南方からの政情不安定や市民紛争、国境を越えた犯罪その他の脅威もある。これらの多様な脅威に対する唯一の対応策は、志を同じくする国家と人々が集合し、その生成のために尽力した国際秩序や、それによって立つ自由、民主主義、人権あるいは法の支配の価値を守ることである。常に英国は、これらの価値を守るために、その友人や同志と立ち上がる用意がある。

EUから離脱するとする英国の決定は、長期にわたる英国の取組みの否定ではない。英国はEUを離脱するが、欧州を離脱するわけではない。我々の人々の安全と繁栄のために、国際的行動をそのパートナーと共に取るために英国の軍事、インテリジェンス、外交、開発資源を用いるとする英国の決意は変わらない。

(2) 英国国民の決定

EUからの離脱を決する英国国民の決定は、英国国民の日々の生活に関わる決定をより直接にコントロールし、その決定の結果をより直接的に受けることを望んだ結果である。この結果に関し、英国及びEU加盟国及びEUのリーダーは、英国とEUの全ての人々の利益のための新たなパートナーシップの形成の要求に対する創造力、革新力、その意思を示すことができるかが問われている。

(3) 交渉

英国政府、アイルランド政府そしてEUの機関は、英国のEU離脱の交渉過程において、北アイルランドにおいて年月をかけて達成された進展と、その進展により確保されている声明と生活を保護することを意図していることは明白である。またこの一環として英国とEUはベルファスト合意と共通渡航地域を維持することを約束しており、国境に物理的インフラを設けることに関する如何なる措置も受け入れない旨明言している。

英国にいるEU市民と海外にいる英国市民の権利が将来的には乖離することに対する懸念があることは承知しており、英国は、EUとの合意をすべて英国法に受容し、英国の裁判所でそれを適用できるようにすることを約束する。また、EU法に関する不確実性に関し、法の解釈の一貫性の観点から、欧州司法裁判所の判決を英国の裁判所が考慮できるようにすることを自分は望んでいる。

(4) 共通の将来

全てのことが変わらないままEUから離脱することがないことは理解しており、英国が望むのは、相互

11 なおメイ首相はこれに続けて、離脱通知で述べた交渉に係る原則等について説明した。

12 <https://www.gov.uk/government/speeches/pms-florence-speech-a-new-era-of-cooperation-and-partnership-between-the-uk-and-the-eu>

の利益のために協働するパートナーであることで、このことから英国は、経済関係及び安全保障関係に関し、EU と新たに、深化した特別なパートナーシップを締結することを追求している。

(5) 経済パートナーシップ

英国は EU から離脱することから、単一市場あるいは関税同盟の一員ではない。欧州の友人にとって単一市場に係る 4 つの自由が不可分なことは理解している。このことから、英国と EU の責務は、異なる新たな権利と義務のバランスの下で、緊密な経済パートナーシップを形成する新たな枠組みを作ることである。もっとも英国と EU は、この新たな枠組みを作るに当たり、一から貿易協定を交渉する EU 外の貿易パートナーのように白紙から始めるわけではない。新たな経済パートナーシップを形成するに当たっての我々の課題は、一方が変化を求める際に、どのようにルールや規則の近接性を実現するかである。

将来の経済パートナーシップを構築する際のアプローチの一つは、欧州経済地域 (EEA) のメンバーシップに基づく方法か、最近 EU がカナダと交渉したような伝統的な自由貿易協定か、いずれかのモデルを選択するという方法である。自分は、これらのいずれも英国もしくは EU にとって最善の方法ではないと考える。EEA のメンバーシップは、英国が自動的かつ完全に EU の新たなルールを受容しなければならないということを含意し、また、そのルールに対し、英国は将来ほとんど影響力を持たず、投票権もないことを意味する。このような民主的コントロールの欠如を英国民は受け入れられない。

また、カナダとの自由貿易協定の方式は、現在の英国と EU の関係と比較して、相互の市場アクセスに対する制限を課し、相互の利益にならないと考えられる。その上、この方法は既存の規制関係がないことを前提としており、さらに交渉に何年もかかるであろうことを、これまでの前例が示している。

英国は、単に既存の他国とのモデルを適用するのではなく、創造的かつ実務的に、EU の自由や原則と英国民の要望を尊重した、野心的な経済パートナーシップを設計したい。

EU は、これまで、域外国との間で創造的な枠組みに合意することが可能であることを示してきており、また、我々は自由貿易、合理的で公正な競争、強い消費者の権利、あるいは不公正な自国の事業に対する補助により、他国の事業を打ち負かそうとすることは重大な過ちであること等の考え方についての基本的価値を共有している。このようなことを踏まえると、現在存在しない関税を今後課す必要はなくなるであろう。また、モノの貿易については、国境における障害を避けるためにできる限りのことをすることをするだろう。

また、規制基準に関し、英国と EU は高い規制基準を共有しており、英国政府は、高い規制基準を維持することだけでなく、それを強化することも約束しているので、新しいパートナーシップのための創造的な解決策を達成することが出来ると考えている。

なお、英国と EU の合意が、英国と EU において同様に解釈されることは極めて重要である。もっともこのことは、欧州司法裁判所あるいは英国の裁判所が、英国と EU 間の合意の実施に関する紛争において仲裁することを意味しない。一方の裁判所が相手方に対して司法権を持つことは正しくない。この点に関し自分は、適切な紛争解決手続きを見出すことに自信を持っている。

(6) 安全の保障にかかるパートナーシップ

人々の安全を維持し我々の価値と利益を守るためには、英国の EU 離脱後も、安全の保障に関する協力の質を維持することが重要と考える。英国は、将来の安全保障、法の執行、刑事協力のための包括的なフレームワークを提供する、大胆で新しい戦略的合意、英・EU 間の条約を提案する。

なお英国は、今日の世界で直面している脅威から欧州をどのように守るか、海外で英国と EU が共有している価値と利益を促進するためにどのように協力するか、あるいは、安全保障、法の支配の拡大、発生する脅威の扱い、移民から生じる脅威、もしくは国家の貧困からの救出についてより緊密なパートナーシップの構築を提案する。

英国は、欧州の安全保障の維持に、条件なく、加担する。また英国は、軍事的侵害、テロリズム、あるいは自然的もしくは人為的な震災に夜被害を受けている EU 加盟国に支援と援助を継続する。

(7) 実施

EU加盟国である間、英国、あるいはEU及びEU加盟国は、英国とEUが追求する新たな関係を支える詳細な枠組みを適用することが出来ず、また、法的にEUは、英国がEUの加盟国である間、英国と協定を締結することが出来ない。なお英国とEU間の将来のパートナーシップにかかる協定については、法的な批准等が求められるが、そのためには時間がかかる。また、英国とEUの人々あるいは事業者にとって、新しい枠組みに円滑にかつ秩序だって適合するための期間があることは、有益である。つまり、実施期間は英国とEU双方の利益である。これが、英国のEU離脱後に実施期間を設けるべきと提案する理由である。

EUの予算と関連する事項は、今日自分が話した全ての課題の解決策の一部としてのみ解決することができる。この点について、我々の離脱の決断の結果、現在の予算計画との関係で、EUのパートナーが、より多くを支払い、あるいは少なくしか受け取れないということが生じるのではないかということに関する懸念を持っては欲しくない。英国は、EU加盟国としての期間に英国が約束したことを順守する。また英国は引き続き科学、教育、文化、安全保障の促進といった英国とEU双方の利益となる具体的な政策やプログラムに参加する意図があり、それに関するコストについて公平な分担率 (fair share) を満たす貢献を引き続き行っていきたい。

5. ミュンヘン安全保障会議におけるメイ首相のスピーチ (2018年2月17日)

2018年2月17日メイ首相は、ミュンヘンで行われた安全保障会議の際、概要以下のポイントを含むスピーチを行った¹³。

(1) 冒頭

人間の尊厳、人権、自由、民主主義及び平等の尊重の我々が共有する基本的な価値は、我々に共通する利益のために協力して活動する共通の理由を形成した。また、我々がその発展を支援しているルールに基礎をおく秩序は、これらの共有する価値を保護するための世界的な協力を可能にした。

グローバリゼーションがこれまで以上に国家をより接近せしめている今日、我々は、これらのルールや価値を欠損せしめようとする新たな拡大する脅威を支援するものに直面している。

今日、内外の安全保障は、より密接に絡み合ってきており、敵対するネットワークは、もはや国家にその基礎をおく敵対心のみに基づくわけではなく、また、武器は戦場でのみ使われるのではなく、サイバー空間でも使われ、これらから、我々が我々の国民の安全を確保できるかは、これまで以上に、我々が協働できるかに依存している。

この点に関し英国は、我々の安全保障と繁栄は、世界の安全保障と繁栄によることを理解している。英国は、グローバル国家であって、数世紀に及ぶ交易や、我々の国民の叡知と世界中のパートナーとの知見や文化の交換を通じて、世界の繁栄に貢献してきた。また英国は、国の内外を通じて我が国民を守る最善の方法であることを認識して、世界の安全保障に投資してきた。そして英国は、EU離脱後もこれを継続したい。

英国国民は、英国により近いところで決定しその効果を受けたいとする、正統な民主主義的決定をした。しかしながら、英国の安全保障は、EUを含む、その支援のための機関との協働による世界的な協力を通じることで、もっとも実現されるということは、通常よくあることである。協働するための枠組みが変わることが、国民の保護と世界における我々の共通利益の伸張という共通の利益を見失うということの意味してはならず、このことから、英国はEUを離脱し自ら新たに世界への路を切り開くが、これまでと同様将来においても英国は、欧州の安全保障にコミットする。欧州の安全保障は英国の安全保障である。このことから英国は、その維持に、無条件にコミットする考えである。

13 <https://www.gov.uk/government/speeches/pm-speech-at-munich-security-conference-17-february-2018>

今日の我々の挑戦は、我々が共に直面している拡大する脅威に遭う中で、英国と EU の深化した特別のパートナーシップを通じて、どのように、これまで構築してきた協力関係を維持しそれを拡大するかの方法を見つけることである。

（2）治安の保障

この部屋にいる我々は、全員、それぞれの国においてテロリストの暴虐的な行為による心痛を共有している。我々は、市民を守るという、リーダーとしての我々の第一義的責務を遂行することを、何者にも妨げさせない、ということを確認しなければならない。また我々は、それを行うための協力を実現するための実効的な方法を見いださなければならない。なお英国が EU 外の欧州の一国となり、新たにパートナーシップを形成する際、この協力を支える権能を確保する方法を見いだすことは、我々の関心事項である。

このことに関して自分は、我々の将来の治安の保障に関する関係を基礎づける新しい条約を締結することを提案する。

（3）対外的安全保障

明らかに、我々の安全の保障に関する関心は、我々の大陸に留まるものではない。治安に関する脅威が大陸の境界外から生じているだけでなく、今日の世界において看取されるように、我々の生活そのものに関わる、平和、繁栄、ルールに基づく秩序等の世界秩序の深部に対する挑戦に我々は直面している。

このような挑戦に直面し、我々の定められた責任は、結束し、大陸を越えたパートナーシップ、及び我々の世界に広がる同盟を再度活性化し、我々の共有する安全を保障し、また我々の共有する価値を反映させることにあると信じている。

EU 離脱以降、英国が独立した外交政策を追求するのは当然である。しかし世界において、我々が実現し維持したい利益は、我々の共有する価値にその根源がある。欧州及びそれを越えたパートナーシップの全体を強化し深化させることによってのみ、我々が直面している、拡大する脅威に共に立ち向かうことができる。

このことは、英国と EU 間における将来の安全の保障に関して何を意味するか？我々には、EU の自律的決定と英国の主権を尊重するパートナーシップが必要である。この我々が構築しなければならないパートナーシップは、我々の共有する利益のためにもっとも効果的に我々の努力を結合させるための選択ができるようにする手段を、英国と EU に提供するものでなければならない。これを、我々が今日直面している脅威に対応し、それに対応するために明日のために必要な能力を形成するために実現するために、我々が注力しなければならない3つの場面がある。

第一に外交レベルで、我々は、我々が直面する挑戦に関し、我々の利益が重なる際に我々の有する手段をどのように使うかに関して調整することについて、定期的に協議する方法を有さなければならない。

第二に、実務において、調整したことを実施できることは、両者の利益である。

第三に、将来の脅威に対応するために、防衛、サイバー、宇宙に関して、我々の能力を育成するための協力を継続することは、我々の利益である。

6. マンションハウスにおけるメイ首相のスピーチ（2018年3月2日）

2018年3月2日、メイ首相はマンションハウス（ロンドン市長官邸）で「EU と我々の将来の経済的パートナーシップ（Our Future Economic Partnership with the European Union）」と題する演説を行った¹⁴。当該スピーチの概要は以下のとおりであった。

14 <https://www.gov.uk/government/speeches/pm-speech-on-our-future-economic-partnership-with-the-european-union>.

(1) 5つのテスト

首相になって初めて自分は、英国民に対して行ったスピーチで誓ったことがあり、次のそれらがEUとの交渉のガイドになっている。

- (ア) 国民投票の結果を尊重しなければならない。当該国民投票は、我々の国境、法、金の管理を取り戻し、英国にあるいかなる共同体も取り残されないことを求めるもので、他方で我々の隣人と遠い関係を形成することを求めるものではなかった。
- (イ) 持続する (endure) ものでなければならない。英国のEU離脱後、英国とEUは、その人々のためのよりよい将来を構築し、前に進むことを望んでいる。
- (ウ) 人々の雇用と安全を守るものでなければならない。英国の人々は、欧州とこれまでとは異なる新しい関係をもつことを望んで投票をしたが、方法は変わるにせよ、経済を発展させるために共に働き、人々の安全を守るという共通の目標は変わらない。
- (エ) EU離脱にあたって我々が目指す、近代的、開放的、外部に目を向ける、寛容な欧州民主主義に基づくという国家像に合致しなければならない。またそれは、先駆者、改革者、探求者、創造者の国でなければならない。それは、我々の歴史と多様性、世界における我々の立場に自信を持つ、また、隣人あるいは遠くの友人に対する責任を負い、その価値のために立ち上がることを名誉に思う国でなければならない。
- (オ) 国 (nations) と人々の連帯を強化するものでなければならない。

(2) 現状のモデルでは有効でない

フィレンツェにおけるスピーチにおいて自分は、経済パートナーシップに関し現存するモデルは、我々が持っている野心を実現するものでなく、また、我々の民主主義 (的決定) に対する支持できない制限を課すものである旨を説明した。(いわゆるノルウェー方式やEUとカナダとのFTAに倣った方式、あるいはWTOの方式の) これらのオプションは、現状英国とEU間で相互に享有している互いの市場へのアクセスを大きく限定するものである。またこれは、国境における税関その他の検査を行うことを意味し、それは、我々の事業者がそれによっている統合されたサプライチェーンを毀損し、また英国とEUが北アイルランドに関して約束したと両立しないことである。

(3) 厳しい現実に直面すべき

以上の通り現存するモデルは、英国あるいはEUにとって、最良の策ではない。したがって新しく、よりよいモデルを探求しなければならないが、それ以前に直面すべき厳しい現実を認識しなければならない。

我々は単一市場から離れ、これによって (英国とEU) 相互の市場へのアクセスは現状より低下する。したがって、我々は (英国とEU間において) 新たなバランスを構築しなければならない。もっとも我々は、カナダ型の権利や、ノルウェー型の義務を受け入れない。

第二に、英国が欧州司法裁判所の管轄から離れたとしても、EU法あるいは欧州司法裁判所の決定は、引き続き我々に影響を与える。もっとも将来的には、EUの条約あるいはEU法は、英国に適用されないようにする。このために (英国とEU間の) 合意は、英国とEUの法秩序の至高性を尊重するものでなければならない。これはつまり欧州司法裁判所の英国における管轄を終了させなければならないということである。またこれは、最終的な英国とEUの仲裁者は、いずれかの裁判所ではあり得ない、ということである。

次の厳しい現実には、相互に互いの市場へのアクセスを求めるならば、そのための条件は公正でなければならないということである。これは貿易協定であるならば、拘束力のある約束の必要性を受け入れなければならない、ということであり、我々は、EUに関わり続けようとするならば、例えば国家補助金や競争等に関する我々の規制に関し (EUと) 約束することを選択することが求められる。

最後に、我々はいくつかの事項に関わる緊張を解決しなければならない。我々は世界中の国々と貿易協

定を交渉する自由を得たい。我々は我々の法をコントロールしたい。我々は EU との間で可能な限り障害のない国境を持ち、それによって、それに我々の産業が依存している統合されたサプライチェーンを毀損しないことを確保することを望み、また我々は北アイルランドとアイルランドの間に厳格な国境 (hard border) を設けたくない。

他方で EU 側にも、それに直面することが困難な厳しい現実から生じる緊張がある。この点に関し欧州委員会は、英国が選択できる唯一の選択肢は、既存のモデルを使うことであると主張している。もっとも同時に欧州委員会自身も、EU のどの第三国との合意も適切ではない、と述べている。さらに欧州理事会の交渉ガイドラインは、多くの領域において公正で開かれた競争を確保するための共通のルールと共に、バランスのとれた、野心的で、広範囲を対象とする交渉を行うことを推奨している。

なお英国と EU は、これは交渉であり、交渉においては、英国も EU もその望むものを完全には得られないことを認識すべきである。

(4) 将来の経済連携

もっとも自分は、我々が合意に達することができることを確信している。

我々は相互の市場への良好なアクセスを互いに望んでおり、我々は、公正で開かれた両者間の競争を望んでおり、我々双方が我々の約束を遵守していることを確認し、紛争を解決するための、信頼できる、透明性のある手段を求めている。

しかしながら、我々両者がその目的を達成するためには、我々は前例を越えて、新たなバランスを追求しなければならないことは明らかである。つまり自分の求めているのは、我々相互の利益を支える相互交流を越える関係性である。我々はもっとも広範囲を対象として、もっとも深化した可能な限りのパートナーシップ、今日の世界にあるどの自由貿易協定よりも多くの分野を含み、より協調しているそれを望んでいる。つまり、異なる二つのシステムをより近接させるのではなく、我々が二つの分離した法体系となった際の関係性の管理が課題となる。

このような野心を実現するためには、我々の貿易関係を支える 5 つの必要な基礎がある。

第一に、我々の協定は、公正で開かれた競争を確保するために、相互に拘束力のある約束でなければならない。

第二に、我々には、完全に独立した仲裁メカニズムが必要である。

第三に、我々が求める近接した関係が成立することを前提として、定期的に相互に協議する方法を確保するために、EU と継続する対話枠組みを持つことが必要である。

第四に、情報保護のための枠組みが必要である。

第五に、我々の国民及び市民間の関係を維持できなければならない。EU 市民は、英国の経済的、文化的及び社会的な構造の統合された一部である。同時に自分は、英国国民が、EU 内の共同体において全く同様に見られていることを知っている。

EU 離脱以降自由な人の移動は適用されなくなり、英国に来る多くの人々を我々はコントロールすることになる。しかし英国国民は、EU 加盟国で就労し、就学することを望んでおり、EU 市民もまた、英国で同様のことを望んでいて、それによって成長が生じ、発展し、改革が行われ、起業が生じる。英国と EU 全域にわたって事業者は、その必要とする人々を引きつけ、雇用できなければならない。

(5) モノ

モノの分野は、単一市場がもっとも整備された分野であり、40年以上の英国の EU 加盟国としての立場の中で形成された統合されたサプライチェーンの維持に、英国と EU が強い商業的利益を有している分野である。この点から、交渉戦略における基本的な考え方は、英国と EU 間の国境における貿易については、可能な限り障害のない状態を目指すということである。

これには、具体的には、関税割当を設定しないことのほか、規制基準への合致に関し、製品は一国で一回の承認手続を求められるようにする、ということがある。後者については、包括的な相互承認の枠組み

が求められる。なおこの点につき英国は、規制基準に関し、EUと同程度に高い基準を維持することを約束するが、これは実務的には、将来英国とEUの規制基準は、實際上同程度になることを意味する。

また英国は、化学、薬品、航空産業等に重要なEUの機関、すなわち、欧州医薬品庁（European Medicines Agency）、欧州化学品庁（European Chemical Agency）、欧州航空安全庁（European Aviation Safety Agency）等に取り続き関与するための条件についても、EUと探求することを望んでいる。なおこの点に関し英国は、このことが、これらの機関に関わるルールに取り続き英国が従うことが求められ、また適切な財政的貢献が求められることを承知している。

なお英国とEU間の国境における貿易において可能な限り障害を低減し、また北アイルランドとアイルランド間の厳格な国境（hard border）を避けるため英国とEUは通関にかかる合意をする必要がある。なお具体的な対応の選択肢として英国は、英国とEUの間に税関パートナーシップ（customs partnership）を設けるか、あるいは高度に整備された税関枠組み（highly streamlined customs arrangement）を設定するかがあることを示した。なおこの後者の枠組みについては、北アイルランドに係る特別な条項と共に、貿易に係る障害を可能な限り最小化するための一連の措置に合意すべきである。

なお、この貿易に際して生じる障害を最小化するために適用されるべき措置には、次のものがある。

第一に、国境を越えて取引されるモノの移動に際して求められる要件を可能な限り簡単にする措置がある。これはつまり、英国とEU間で移動するモノの輸入と輸出の申告にかかる要件の免除を継続することを意味する。なおこの際英国政府は、英国と（EU以外の）第三国との間で、EUを通過して、移動するモノについては、EUの関税を支払うことなく移動させられることを確保することを望み、また逆に、EUと（英国以外の）第三国との間で、英国を通過して、移動するモノについては、英国の関税を支払うことなく移動させられることを望む。

第二に、空港あるいは港湾での遅滞のリスクを低減するための措置がある。これはたとえば、英国とEUの「信頼できる貿易者（trusted traders）」の制度の相互認証し、また、先端のIT技術を導入することによって実現することができる。

第三に英国とEUは、引き続き税関にかかる義務と安全性にかかるリスクを低減するための協力を継続することが求められる。

第四に、最大限に自動化を図る等して、通関行政にかかる要件の遵守に関するコストと負担を削減する措置がある。

なお上記の他に、北アイルランドの置かれている固有の状況に鑑み、また北アイルランドにかかる英国とEUの公約に鑑みて、英国とEUはさらなる個別の措置を検討する必要がある。

（6）農産物と海産物

農産物、食品あるいは飲料に関し前述の対応は重要であるが、それ以外に考慮すべき事項がある。英国は、共通農業政策からも離脱し、独自に農業及び漁業に関するマネジメントを行うことを望んでいる。なお英国は共通漁業政策からも離脱し、独自の漁業マネジメントルールと、領海等に対するアクセスの管理を行うことになる。

もっともこの点に関し、経済パートナーシップの一環として、我々は、共有している資源の管理のために協働し、また、英国の漁業関係者のために、相互主義に基づく海洋へのアクセスと公正な漁業の機会について合意することを望む。

（7）サービス

我々は本当に必要な場合にのみ、新たな規制を設けることを認めることとしたい。我々は英国においてEUのサービス提供者を差別する意図はない。また同様に我々は、英国のサービス提供者をEUが差別することを望まない。

このことから英国は、EUの企業を英国に設ける際の規制についても同様であるが、EUに英国の企業を設けることに関する規制の数を制限し、さらに、これも英国におけるEUの事業者等についても同様であ

るが、英国の事業者あるいは専門職従事者が、顧客にサービスを提供するために、EU を訪問でき、あるいは英国の事業者が電話もしくはインターネットを通じて EU にサービスを提供することができるようにするための、適切な労働の移動に関する枠組みに合意することを望む。

さらに、英国の許認可が EU において認められており、逆に EU の許認可が英国において認められていることを踏まえると、将来的にも、相互の許認可の承認を継続することが合理的である。

なおこれまでの自由貿易協定の適用範囲に、実質的な意味において、対象とされていない分野が二つある。それはすなわち、放送と、大西洋横断貿易投資パートナーシップ協定 (TTIP) における EU の取り組みにもかかわらず入っていない、金融サービスである。

放送に関し英国は、現在行っているような EU と全く同様の枠組みを採用するとはできない。英国は創造的なハブとなっており、欧州の消費者が望んでいる製品の開発をリードしている。もっとも、他方で英国の多くの企業は、汎欧州の所有の下にあり、現在 EU でライセンスを受け、オンデマンドで英国において配信されているサービスが35ある。

以上を踏まえると、我々は、英国の放送機関やプログラム作成者が、英国文化のみならず、我々に共通の欧州文化を豊かにするために果たす役割を認識し、大陸横断の放送の継続を認める相互承認を含め、より開かれた考え方で創造的な対応を探求する必要がある。

金融サービスに関しても同様である。我々は、金融パスポートが、英国がその加盟者から外れる、単一市場に固有のものであることを認識していることから、金融パスポートの継続を望んでいるわけではない。

英国は、世界で最も重要な金融センターにおける金融安定化に関わる責任を負っており、また英国の納税者は、それに関連するリスクを負っていることから、英国にとって、新しい EU の規制を自動的にかつ全体として受け入れることは、現実的でない。

他方で、2015年だけでも、英国に所在する銀行が、EU の企業によって発行されている債権と証券の約半分の引き受けをし、1.1兆ポンド以上の越境の貸し出しを提供していることを踏まえると、単純に前例を踏まえるだけの対応は英国と EU の経済を阻害することになることは容易に想像できる。

他の経済パートナーシップの分野と同様、我々の目指すべきは、将来に渡って維持される同様の規制状況に基づいて、それぞれの市場に相互にアクセスすることを可能にし、規制の同様性が維持できない場合には、比例的に対応を決定するメカニズムを設けることである。もっとも金融サービスの高度に規制された性質や、金融の安定に関するリスクの管理を行うことを共に望んでいることを踏まえれば、相互主義に基づき、両者が合意した、永続的である、結果として事業者の信頼にたる共働のための客観的なフレームワークを必要としている。

以上の他にも、エネルギー、運輸、デジタル、法、科学及びイノベーション、あるいは教育・文化等、英国と EU が密接に関係している多くの分野がある。

エネルギーに関しては、EU と広範に及ぶエネルギー協力を確保することを望む。これにはアイルランドと北アイルランドをつなぐ、単一電力市場の保護、また、EU 内のエネルギー市場への継続的な参加の可能性の探究を含む。なお英国が EURATOM と緊密な関係を持つことは、両者にとって利益があると考えられる。

運輸については、航空、海運及び鉄道サービスの継続を確保することを望む。また我々は EU 市場において道路運送を行う権利を保障することを望む。

デジタルについて英国は、EU のデジタル単一市場の一部でなくなるが、当該市場は英国の EU 離脱以降も発展すると思われる。デジタルは急速に発展し、改革の進む分野であり、英国は世界の先駆者である。このことから英国は、規制環境を、常に素早く野心的に新しい発展に対応できるようにするために、内的な柔軟性を持つことが必要である。

英国と EU の固有の始点を反映してより広範囲の合意を求めるが、英国は、Lugano 条約を通じたもののように、非 EU 加盟国と EU が合意できる旨を示しているように、民事にかかる司法協力を含む合意を望む。

英国は、広範囲を対象とする科学とイノベーションに関する条約を EU と締結することを望んでいる。これによって英国は、EU のパートナーとともに主要なプログラムに参加することができるようになる。また、英国と EU が共有する価値を促進し、世界において知的な強度を強化するために、必要とするコストの公正な配分に対する貢献を通じて、英国は、同様の対応を教育や文化についてとることを望んでいる。

7. チェッカーズにおける閣僚合意 (2018年7月6日)

2018年7月6日、メイ首相は全閣僚を首相公式別邸 (チェッカーズ) に招集し、EU 離脱交渉に関する英政府方針にかかる会合を開き、当該会合終了後、政府ステートメント¹⁵を発表した。当該発表の概要は以下のとおりであった。

(1) 冒頭

英国は、2019年3月29日に EU を離脱し、世界において新たな方向性を示し始める。2020年末までの有期の実施期間 (implementation period) の後、英国と EU には、その共有する繁栄と安全の保障を基礎づけ、両者のために作用する新しい関係に入ることになる。本日英国閣僚は、協議のためにチェッカーズに参集し、この関係に係る英国の考え方に関して合意した。閣僚が合意した点には次の点が含まれる。

- (i) EU との英国の将来の関係に関する我々の提案の展開
- (ii) この立場から引き出されるモデルの利益に関する合意
- (iii) 交渉の結果から生じる可能性のあるシナリオのすべての範囲における準備の強化

(2) 将来関係に関する立場

(ア) 我々は春に示した英国と EU の経済及び安全にかかる将来のパートナーシップに関する英国政府の考え方を再検討し、それらは基本的に適切であることを確認したが、交渉を進展させ、英国の国益にとって最良の結果を実現し、また我々の将来の繁栄と安全のために、さらに英国と EU の両方のためになるようにするという観点から、より正確で、役に立ち、信頼の基礎を提供するように、英国政府の考え方をより発展させることが必要という結論に至った。

(イ) このことから我々は、より発展させた、包括的な経済パートナーシップに関する提案に合意した。当該提案の根幹になるのは、英国と EU 間に物品の自由貿易領域 (free trade area for goods) を形成することである。これは、国境における障害を避け、雇用と生活を防御し、将来関係全体を通じて、北アイルランドとアイルランド間の関係に関する英国と EU の公約の実現を確保するものである。

(ウ) この会議では、次の四つの提案に合意した¹⁶。

- (i) 英国と EU が、農産品・食品を含む全ての物品に関し、国境において摩擦のない貿易を実現するために必要な部分に限り、物品に関する EU の規制との調和を継続するための、共通のルールブック (common rulebook for all goods including agri-food) を、協定 (treaty) により、維持することを英国は望む。これら EU の規制を基礎づける国際標準の策定に関し英国は強い立場を維持し、また英国議会は、その影響を考慮して受容しないことを選択する権能も有しつつ、これらの規制の英国の国内法秩序への組み込みを所管する。サービス分野に関しては、規制の柔軟性を有することが英国の利益に適うことから、英国と EU が現在と同水準の市場アクセスを相互に得ることはないことを認識し、異なる枠組み (arrangement) の形成を追求する。
- (ii) 英国と EU は、将来関係を規定する法的合意に、開かれた公正な貿易に関する強固で互恵的な約束を組み込むことにより、公正な貿易環境を確保する。英国は、国家補助 (state aid) に関する共通のルールブックを適用することを約束し、競争規制当局間の協力枠組みを確立する。国際基準を尊重する旨の

15 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/723460/CHEQUERS_STATEMENT_-_FINAL.PDF

16 ここで記述されている案については、本稿後述の7月12日に出された白書で詳細を述べる旨が述べられている。

合意を守る観点から、英国と EU は、環境、気候変動、社会保障及び雇用、消費者保護について、高度な規制水準を維持し、現在の水準が低下しないことを確保する。

- (iii) 英国と EU は、両者間の諸合意の一貫した解釈及び適用を実現するために、共同制度枠組みを設立する。これは、英国が EU と共通のルールブックの適用を継続する分野に関わる EU の判例法を然るべく尊重しつつ、英国は英国裁判所にて、欧州は欧州司法裁判所にて、それぞれ行うものである。この枠組みは、紛争を解決するための強固で適切な手段も含み、共同委員会によるものや、拘束力を有する独立仲裁裁判によるものが含まれる。これは、共同付託手続きを通じて、EU 法の解釈者である欧州司法裁判所の役割に配慮しつつも、一方の裁判所が両者間の紛争を解決することはできないという原則に基づくものである。
- (iv) 英国と EU が結合された関税地域（customs territory）のように、求められる通関検査を免除するための、円滑化された通関取決め（Facilitated Customs Arrangement）の導入に向け、英国と EU が協働する。英国は英国を仕向地とする物品には英国の関税及び通商政策を、EU を最終仕向地とする物品には EU の関税及び貿易政策を適用する。これにより英国は、第三国との貿易に対して課される関税を自ら扱い、また事業者が、多くの場合はあらかじめ、そうでなければ払い戻しを通じて、適正な関税を支払うか、あるいは関税を支払わないことを確保する。
- (エ) 我々はこのモデルが、権利と義務及び継続と変化に関する、新たな公正なバランスを実現するものということで合意した。同時に我々は、このような関係によって英国と EU が、将来の関係の全体を通じて、北アイルランドとアイルランドの関係に関する公約を実現し、英国の憲法及び経済的な一体性を維持し、ベルファスト合意の文言と精神を遵守し、離脱協定案の一部として英国が合意した、いわゆるバックストップ案と言われる解決策を実施する必要がなくなるようにするものと考えたことを追記する。

（3）モデルの利益

我々は、上記のモデルが、交渉の最終段階に対する正確で責任ある対応であると結論した。我々は、当該モデルが、英国の主権と EU の自律性を尊重しながら野心的な関係の構築を可能にすることで、英国と EU の両方に明確な利益があり、また英国と EU の公約に関し信頼と信用を確保するものであることで合意した。我々は、我々の合意したモデルには次のような利点があると考えた。

- (i) 英国と EU が、最近の40年にわたって英国と EU 間で構築された、特別な、統合されたサプライチェーンやジャスト・イン・タイムプロセスを保護しつつ、農産品、食品、漁業品を含む、モノの市場において相互に障害のないアクセスを持つことを確保することができる。
- (ii) 英国と EU が相互の市場に現状のレベルのアクセスを持たない中で、英国のサービスに基盤をおいた経済においてもっとも重要であり、また、EU 外における潜在的な貿易の機会が最も大きい状況で、規制の柔軟性を提供する。なお金融サービスに関しては、EU のパスポートの枠組みを再現できないことを認識する中で、統合された市場から生じる相互の利益を維持し、金融の安定性を確保する枠組みを持つことができる。
- (iii) 政府が、北アイルランドとアイルランドあるいは英国内に国境を設けることを避けつつ、将来関係において北アイルランドに係る公約を満たすことができる。
- (iv) 共通農業政策及び共通漁業政策から英国は離脱し、英国の最良の利益のために、湾岸国として英国の海域に対する管轄権を取り戻し、国内の農業政策を形成することができる。
- (v) 独立した貿易政策を形成することができる。これによって英国は WTO において独自の政策を実施でき、他国に対して独自の貿易に関する関税を設定することができ、また他の国と貿易交渉を行うことができる。これは、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）へのアクセスを追求する可能性を含む。
- (vi) 将来的に、英国に適用されるすべての法が、英国議会及びその権限を委譲された行政（Devolved Administration）によって制定され、管理・監督される。なお英国が共通のルールブックを適用することを選択した場合、議会は、英国の法秩序に受容されたルールによって制限されるが、関連する立法を

- 通過させなければ、市場アクセス、安全保障あるいは障害なき国境に関する問題が生じる。
- (vii) 英国司法の至高性を回復し、欧州司法裁判所管轄を終了せしめ、さらには英国裁判所による事前の照会もなくすることができる。ただし、英国の裁判所は、共通ルールブックを適用することを選択した領域においては、統一的な解釈を確保するために、欧州司法裁判所の判断に適切な考慮をしなければならない。
 - (viii) 自由な人の移動を終了せしめ、何人の人が英国に入国するかに関して英国が管理することができるようになる。
 - (ix) 移動に関する枠組みについても含んでおり、これによって英国国民と EU 市民は、相互の領域に渡航することや、相互の領域において就学や就業をすることができる。これは英国が将来近接した貿易パートナーに提供する可能性があるものと近い。
 - (x) EU の予算に対する多大な貢献を終えることができる。これによって、科学やイノベーションの分野については、特定の共同活動においては適切な貢献をすることになるが、特に国民保健サービス (NHS) に係る長期計画を含む、国内の優先事項に支出するために、資金的拘束を外すことができる。
 - (xi) 国内における安全の保障に関する管理能力を維持することができ、EU と共に活動するために求められる適切な枠組みはあるが、独立した対外政策をとることを確保することができる。

(4) 準備

良好で持続可能な将来の関係に関する合意をすることが、(英国と EU の) 両者にとって最良の利益になるということが我々の強い見解である。しかし我々は、可能性のある潜在的な結果に対して準備を継続すべき責任があると結論し、これにはノーディールの可能性が含まれると考えた。求められる交渉終結までの今秋までの期間が短いことにかんがみ、当該準備をさらに進めなくてはならないということで我々は一致した。

8. 『英国と EU の将来関係に関する白書』(2018年 7 月12日)

上記の7月6日のチェックーズにおける閣僚合意を受けて、7月12日英国政府は『英国と EU の将来関係に関する白書 (The Future Relationship between the United Kingdom and the European Union)』を発売した¹⁷。当該白書の概要は以下の通りであった¹⁸。

(1) 英国の EU 離脱の原則 (A principled Brexit)

英国の EU 離脱の原則となるのは、国民投票の結果を尊重し、英国国民の決定である、英国法、国境並びにカネに関する管轄権を取り戻すことである。またその際には、英国の国家としての存続に関わる5つの領域における、より広範囲に及ぶ政府の目的を支える方法で、これを行うことが求められる。

まず経済については、現代的な産業政策に従って将来の繁栄を最大化し、職と生活を維持し、また世界各国との貿易の機会を最大化しつつ、英国と EU 間の貿易にかかる障害を最小化する、広汎で深化した経済関係を EU との間で発展させることを目標とする。

コミュニティについては、移動の自由を終了せしめ、新たな出入国管理制度を導入し、新しい農業及び漁業共同体を支援するための独立した政策を採用し、英国の町と市を再活性化する新たな流れを作るために共有繁栄基金 (Shared Prosperity Fund) を使い、また市民の安全を確保することによって、国民投票の

17 <https://www.gov.uk/government/publications/the-future-relationship-between-the-united-kingdom-and-the-european-union>. なお本白書の内容を説明した PPT 資料として https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/728135/THE_FUTURE_UK-EU_RELATIONSHIP.pdf.

18 本白書は、要約 (Executive Summary)、第1章「経済パートナーシップ (Economic partnership)」、第2章「安全保障パートナーシップ (Security Partnership)」、第3章「分野横断及びその他の協力 (Cross-cutting and other cooperation)」、第4章「組織的枠組み (Institutional arrangement)」、「結論及び次の段階 (Conclusion and next step)」から構成されている。本稿では、要約で使われている構成をベースに、本文の内容を加える形で内容をまとめる。

際に述べられた具体的な個別の懸念に対応することが目標とされる。

結束（union）との関係では、和平プロセスを遵守し、厳格な国境の設定を回避することによって、北アイルランドにかかる公約を果たし、憲法及び経済的な英国の一体性を確保し、エディンバラ、カルディフ、ベルファストに適切な権限を委譲し、また、イギリス王室属領、ジブラルタルあるいはそのほかの海外領土にも交渉結果の適用を確保し、英国との長期にわたる関係に変更がないことに留意することが目標となる。

民主主義との関係では、EUの組織から離脱し、英国の主権を回復し、人民がそれによって生活する法律が、英国の人民に対して明確に責任を負う、その人民によって選出された者によって制定され、英国の裁判所によって適用されることを確保することを目標とする。

世界における英国の立場との関係では、イノベーションと新規のアイデアの促進を継続し、完全に独立した外交政策を確実にし、民主主義、開放性（openness）、自由（liberty）の欧州の共有する価値を保護し促進するために、EUと共働することを目標とする。

（2）新しい関係

上記の原則に基づき英国政府は、英国とEUの両者にとって役立つ新たな関係を構築することを決定した。この英国の単一市場や関税同盟からの離脱は、職を維持し、成長を支援し、安全に関わる協力を保持しながら、世界において新しい機会を獲得し、新しい役割を育成するためのものである。

政府は、この新たな関係は、EUと第三国間で存在する他のどの関係よりも、その対象範囲において広範囲にわたるものでなければならぬと確信している。当該関係は英国とEUの深い歴史、緊密な関係、特別な初点を反映するものでなければならぬ。また当該関係は、実際的で継続する利益を英国とEU両者にもたらし、共有する繁栄と安全を支えるためのものでなければならぬ。このことから政府は、経済パートナーシップと安全の保障にかかるパートナーシップを取り巻く関係に関する枠組みの形成を提案している。

さらに将来関係については、英国の憲法的及び経済的一体性とEUの自律性を尊重する方法で、北アイルランドとアイルランド間に厳格な国境を設けることを避けるための責任ある対応をとることが英国とEUによって示されることが必要である。

（3）経済パートナーシップ

新たな貿易関係を構想するにあたり、英国とEUは、互いの物品市場へのアクセスに関して、国境において障害のない関係を継続させることの確保に集中することが必要である。このために英国政府は、物品の自由貿易領域（free trade area for goods）の設定を提案する。

当該自由貿易領域は、過去40年にわたって英国とEU間で発展してきた、それに職と生活が依存している、特別に統合されたサプライチェーンとjust-in-timeプロセスを保障するものでなければならず、英国とEUの両者の事業者が、現存するバリューチェーンとサプライチェーンを通じてその事業を継続することができるものでなければならぬ。また当該自由貿易領域は、国境における通関あるいは規制適合性のチェックの必要性を回避するものでなければならず、事業者が費用のかかる税関申告をする必要がないものでなければならぬ。さらに当該自由貿易領域は、市場で販売される前に、英国とEUいずれの市場に関しても、許認可あるいは承認を一回だけ受けることで製品を販売することができるようにするものでなければならぬ。

なおこの結果当該物品貿易に関する自由貿易領域の設定によって英国とEUは、将来関係の全体として、北アイルランドとアイルランドの関係に関する共通の公約を果たすことができることになる。すなわち当該自由貿易領域によって北アイルランドとアイルランドの間の厳格な障壁の必要性は、英国の国内市場を侵害することなく、また、EUの単一市場の一体性、関税同盟、及びそのルールに基づく枠組みを完全に尊重しつつ、回避される。

これらのモノに関する緊密な関係枠組みは、サービス及びデジタルに関する新たな関係とともに実現さ

れなくてはならないが、その際、英国の経済がもっとも関心のある事項については、自らその方向性を描ける自由を有さなければならない。英国政府は、英国と EU 間の新たな貿易障壁を可能な限り縮減することを望み、また、英国と EU 両者が当該障壁を、時間を追って縮減することについて協働することを希望している。もっとも英国は、EU 市場へのアクセスに関して、今日の状況より、より多くの障壁が英国に対して生じるであろうことは理解している。

最後に、このような深化した関係は、その関係によって支えられる貿易が、開放的で、かつ公正なものでなければならないということに対する両者の信頼が醸成される状況によって支えられるものでなければならない。このことから英国政府は、EU 市場において英国企業が公正な競争を行うことができ、また、英国で事業を行う EU 企業が同様の状況にあることを確保するための相互主義的な約束をすることを提案している。

- 以上のことを踏まえ英国政府は、経済パートナーシップに、次の点を含むものとするを構想している。
- 農産物を含むモノの貿易に関する、国境における障害のない貿易を実現するために必要な最小限の、関連する EU のルールとの調和のためのルールに関する共通のルールを定めるルールブックを含むこと。なお英国において当該ルールブックに含まれるルールは、条約で約束する前に英国が選択し、英国議会あるいは権限を委譲された地方行政機関が自ら立法によって関与する。
 - 高度に規制された分野において、モノの承認を行う EU の機関、すなわち欧州化学品庁 (European Chemicals Agency)、欧州航空安全庁 (European Aviation Safety Agency)、欧州医薬品庁 (European Medicines Agency) に、これらの機関のルールに従って、相応の資金的貢献を行って、英国が EU 加盟国でないことを踏まえた新たな枠組みの下で、英国が参加することを含むこと。
 - 合併された関税地域のように、英国と EU 間において、通関検査等の管理の必要性を除去する、新たな通関円滑化枠組み (Facilitated Customs Arrangement) を導入し、英国と EU の両者が必要な準備を行った後に実施可能になるようにする措置を段階的に導入することで、英国が、他国との貿易にかかる関税を管理でき、また、事業者が適切な関税を支払うあるいは関税を支払わないようにすることを含むこと。
 - モノに関税を課さないことと組み合わせ、上述のような枠組み等により、国境において新たな障害が生じることを回避し、英国と EU 間をつなげ、それによって支えられる職と生活を守る統合されたサプライチェーンに対する保護を提供することを含むこと。
 - サービスと投資に関する新たな枠組みを含むこと。当該枠組みは、英国と EU 間で相互に現在のレベルの市場アクセスを確保しない一方で、英国に規制の柔軟性を認め、産業を将来事業化するのに英国を最良の場所とするものとする。
 - デジタル貿易に関し、e-commerce に関するものを含む、新たな枠組みを含むこと。当該新たな枠組みは、英国と EU 間で相互に現在のレベルの市場アクセスを確保しない一方で、新たに発展する技術から生じる機会や挑戦に迅速に英国と EU が対応することができるようにするものとする。
 - EU のパスポート制度を複製するものではないが、英国と EU それぞれがそれぞれの市場へのアクセスを管理しつつ、統合された市場から生じる、共有する利益を維持し、また金融の安定性を保障する、金融サービスに関する新たな経済及び規制枠組みを含めること。
 - エネルギー、運送及び民事司法手続きの分野を含む、社会経済的協力を含むこと。
 - 北アイルランドとアイルランド間の単一電力市場を維持し、また、エネルギーに関する広範囲にわたる協力を追求し、航空運送協定を発展させ、さらに、陸上貨物及び旅客運送にかかる相互主義的枠組みを探求する、エネルギー及び運送にかかる協力の継続を含むこと。
 - 英国が将来緊密な関係となる貿易パートナーにも提供することを望むような、英国の国境管理を尊重する一方で、英国と EU の市民がそれぞれの領域を往来でき、事業者や専門職従事者がサービスを提供でき、また英国と EU において存在する、各種の機会や経験を学生や若年者が得られるようにする新たな枠組みを含めること。人の移動の自由は保障されず、英国に来る者や居住する者の数は英国政府によって管理される。
 - パートナーシップの深化に関し、国家補助 (state aid) につき共通ルールブックを適用することを約し、

競争に関する規制当局間で協力するための枠組みを構築し、環境及び雇用の分野を含む分野におけるルールに関し、不帰性の規制を通じた高水準の規制を維持することに合意する、開放的で公正な貿易環境を保障するための拘束力のある規定を含むこと。

これらを総合すると、英国と EU は、このようなパートナーシップによる将来関係枠組み全体を通じて、北アイルランドとアイルランドに関する公約を遵守することができる。これはすなわち、これによって、英国の憲法的及び経済的一体性を維持することができ、ベルファスト合意の規定と精神を尊重することができ、離脱協定の一部をなすバックストップとして英国と EU が合意した規定が使われることがないことを確保することができる、ということである。

英国政府が提案したことは、その広範さと深化において野心的であるが、それは実行可能であり、また国民投票の結果を実施するものである。すなわち、そこにおいては、EU の自律性を尊重するように、英国の主権を完全に尊重し、将来的にどのような法制を受け入れるかを議会が決定する権限を有しており、英国と EU が共通のルールブックを有する将来関係の執行のために比例的な実施を認めることとしている、ということである。

要するにこの提案は、公正で実務的な、バランスの取れた、英国と EU 間の将来の貿易関係に関する提案ということである。そしてそれはすなわち、職と生活を保護し、真に両者の利益となる結果をもたらすものである。

（４）安全の保障に関するパートナーシップ

欧州の安全は、これまででも、そしてこれからも、英国の安全であり、これが、英国政府が、無条件にその維持に貢献することを約束する理由である。

EU の加盟国である間、英国は、すべての他の加盟国と共に、英国と EU を一体とした作戦活動を行う能力を支える重要な一連の手段を開発し、市民の安全の保障を支援した。英国と EU がこの協力を継続し、英国が EU を離脱した後も、作戦活動を行う能力における相異を回避することは重要である。

（EU 離脱後）英国は、EU の共通する外交、防衛、安全保障、司法、内政関係の政策の一部を占めることはなくなる。その代わりに、英国政府は、緊密な協力を維持するための安全の保障に関するパートナーシップを提案している。というのも、世界が変転し続ける中で、英国と EU が直面する脅威も変化するからである。

このことを踏まえ、安全の保障に関するパートナーシップについての英国政府の見解は以下の事項を含むべきというものである。

- 現状の作戦行動等を行う能力を維持し、英国と EU において、法執行機関が、重大な犯罪行為及びテロリズムを捜査するために、重要なデータと情報を共有し、実務的な共働を行う能力を含め、その市民の安全を守るための態勢をとることができるようにすること。なおこの共有・協働は、英国と EU 間における作戦行動の一体性を確保するために必要とされ、かつ合意される、現存する方法・手法による協力や、法制や実行作戦の変更を基礎とする。
- 英国が EU の加盟国でないことを前提とした新たな枠組みの下で、各機関に関わるルールを英国が受容し、またその費用に関する貢献をしつつ、法の執行官や法律の専門家が、迅速にその活動や司法手続きを調整できるよう、近接した環境で業務を実施し、効率的・効果的にその知見と情報を共有できる方法を提供できるように、欧州刑事警察機構（Europol）や欧州司法機構（Eurojust）等の基幹の EU の機関に英国が参加すること。
- 外交政策、防衛政策、及び開発問題に関し調整する枠組みを含むこと。これによって欧州の価値を保護し促進するために、共働して対応することがより効率的な、最も差し迫った世界的問題（global challenge）のいくつかに対処することができ、また英国の重要なアセット、専門的知見、インテリジェンス、能力の提供を継続することができる。
- 英国と EU の軍隊の作戦実行の有効性や相互運用性を支援し、欧州の軍事産業の競争力を強化し、現在及び将来の脅威に対抗する手段を実現するために、共同の能力開発を行うことを含むこと。

- 違法移民の原因に対する対抗措置として「ルート全体」対応アプローチをとり、サイバーセキュリティに関し戦略的対話を設置し、対テロリズム対策に関する協力支援のための枠組みを設け、市民防衛に支援と知見を提供し、また健康にかかる安全性の確保のために共働するために、より広範囲の協力を含むこと。

(5) 分野横断的協力

英国政府は、上述の二つの主要なパートナーシップ以外であるが、英国と EU にとってきわめて重大な協力すべき分野を、将来の関係は含まなければならないと考える。含まれる分野は次のものを含む。

- 将来関係が、事業活動と情報セキュリティの協調並びに事業の確実性を最大化することを支援する観点から、自由な情報の流通の継続を支えることを確保するために、個人情報保護が含まれるべき。
- 機密情報の交換を可能にするための情報の機密性に関する合意が含まれるべき。
- 欧州内及び欧州領域を超えて民衆の生活の理解を進め、改善するための協調的な努力を含めるべき。英国と EU が、科学とイノベーション、文化と教育、開発と国際的活動、防衛にかかる研究と開発及び宇宙の分野において、EU の諸計画を通じて行うものも含め、英国が適切な資金的貢献を行いつつ、共働することを継続できるようにするための合意をすべき。
- 漁業。独立した湾岸国である英国が、年次で海域へのアクセスにかかる交渉を行い、公正でより科学的な方法に基づき、漁業機会の割り当てをするための新たな枠組みを設けるべき。

(6) 組織的枠組み

英国と EU の繁栄を確保するために必要とされる実務的な関係を実現するために、また英国国民と EU 市民の安全を維持するために、英国と EU は、両者が相互に約束した内容について信用できることを確認できなければならない。

このような将来関係の維持のために英国政府は、適切な民主主義的説明責任を果たし、時と共に関係が進化し、協力が効果的に管理され、英国と EU が生じる問題に対応することを可能にするための共同の組織的枠組みを提案する。

連携協定 (Association Agreement) の様式によるこれらの枠組みは、現在及び将来にわたって、英国国民と EU 市民のために役立てられ、新たな秩序を継続的なものとするのを確保するためのものである。

当該枠組みでは、英国と EU の首脳と閣僚による定期的な対話を設け、将来関係の深度に対応し、両者の世界的な立場の重要性を踏まえた対話を行う。

当該枠組みは、英国と EU 間の関係の円滑な機能を支援し、また両者間で合意された様々な規制協力の方式を支える。なお、共通のルールブックにおいて英国が一方当事者となることを英国政府が提案する場合を含め、英国が EU に対して約束をした場合、英国の主権を尊重し、議会の審議の対象となる、関連するルールをアップデートするための手続きを明確にすることが必要である。

当該枠組みには、合同委員会や、多くの分野にかかる法的拘束力のある独立した仲裁を含む。EU のルールの解釈者としての欧州司法裁判所の役割を、共同参照手続き (joint reference procedure) を通じて、位置づけ、他方で一方の裁判所が両者間の紛争を解決することはないとする原則に基づく、紛争を解決するための、確立している適切な方法が必要とされる。

また当該枠組みによって、英国においては英国の裁判所によって、EU においては EU の裁判所によって権利が実行され、ただし英国の裁判所は、英国が共通のルールブックの適用を継続する分野に限っては、EU の判例法に適切な考慮を払うことを約して、英国と EU が整合的にルールを解釈することを確保する。

なお、これらの枠組みによって、経過と共に変化する状況に対応し、あるいはそれを受け入れるなどして、英国と EU がその関係を見直すことを確保することを通じて、柔軟性を確保することができる。

9. ベルファストにおけるメイ首相のスピーチ (2018年7月20日)

2018年7月20日メイ首相は、北アイルランドの首府ベルファストで EU 離脱にかかる北アイルランド政

策の扱いに関するスピーチをした。当該スピーチの概要は、以下の通りであった。

（１）北アイルランドと英国

英国におけるイングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの連合に対する信念は、歴史のみならず、その集合によって成し遂げてきたことにある。

我々の議会制民主主義と我々の法の支配にかかる信念は、世界中において尊敬を集め、模倣されてきた。これが連合としての我々の共通する努力の結果である。これが、その深さと基本的な強さを示すものである。英国を通じて保障される権利は、我々を分裂させるのではなく、結束させる。我々の共同体としての感覚と、共有する価値、多様性と寛容さ、そして連合の偉大なる強さが、将来の可能性となるものである。これからの数年のうち我々が共に成し遂げる、連合王国として見えるものは、これである。

我々の現代産業戦略で追求するとしているように、英国政府は、産業界及び学术界と共に生産性を向上させ、科学と研究に投資し、よりよい職業を各コミュニティで創出し、多くの急速に進歩する技術を作りだす。EU から離脱し、世界中と新たに貿易交渉を行い、素晴らしい我々のイノベーターと企業家の製品とサービスのための新しい市場を切り開く。我々は共に将来のチャレンジに直面するが、それに打ち勝つために連合王国のすべての地域から、才能と資材を引き出す。その際には、北アイルランドからもである。北アイルランド以外の連合王国は、北アイルランドの取引の半分を占める、最も大きな市場である。また、この国が世界からの利益によって作り出した繁栄や、連合王国をそれたらしめる、蓄積され、共有される我々の源泉の根源が、北アイルランドの人々がよってたつ公共サービスを支えている。

自分は、我々の偉大な連合における四つの邦のパートナーシップを信じ、それが何世代にも渡って、維持されることを望む。従って自分の率いる政府は、連合の維持に関して中立的な立場をとることはなく、それを支える。なお自分は常に、北アイルランド全体の利益のために統治を行い、その一部のためにそれを行うことはない。

（２）ベルファスト合意

アイルランドとの固有の関係と共に、連合王国の主要な一部として北アイルランドを位置づける原理は、ベルファスト合意及びその後継の合意に示されている。これらの合意は、我々の誇るものであり、自分はこれを維持し、そこで定められている権利を守る。

（３）委譲された統治権（power-sharing devolution）

英国政府は、ベルファスト合意等に定められる憲法上の原理と、それによって設定された政治的機関を、堅実に支持する。このことから、1960年以来継続してきた、権限を委譲された自治政府が18ヶ月にわたって機能していないことを懸念しており、残念に思っている。自治政府とベルファスト合意に従って作られるすべての組織が再構築されるまで、英国政府はできる限りのことをするが、それを強制することはできない。それは北アイルランド自らによってなされなくてはならない。

（４）ベルファスト合意の原理

ベルファスト合意は、一定の組織を設立するだけでなく、コミュニティの人々に対してその正統性を示す原理も定めている。すなわち、北アイルランド人民は、自らのアイデンティティを定め、アイルランド人、英国人、あるいはその両方の、自らで選択したところにより認められる、生まれながらの権利を有する等がそれである。またベルファスト合意では、北アイルランドの人々が、自分たちの未来を「外部の干渉を受けることなく」決定することを常に可能としている。英政府は、「自由かつ合法的に与えられた」北アイルランドの人々の民主的選択を常に有効としている。これらの原則は北アイルランド和平と安定の基盤であり、英国政府は常にかかる原則を尊重してきた。これは、EU 離脱における北アイルランド関連政策のアプローチにおいても同様である。

(5) 厳格な国境を設けない

私は、北アイルランドとアイルランドの間に決して厳格な国境を設けないと一貫して述べてきた。また国民投票の際にも、北アイルランドとアイルランドの間には、国境を設けないことで意見は一致していた。障壁とならない国境は、ベルファスト合意の基盤であり、北アイルランドとアイルランドのコミュニティの双方に「公正かつ同等の取扱い」を実現することにもつながっている。厳格な国境は、ベルファスト合意の精神に反する。和平プロセスを守り、ベルファスト合意における拘束力のある約束を守ることは重大な責務である。

(6) 英国内に国境を設けることはない

英国とEUの間で締結する合意で、北アイルランド国境を越えたモノの移動に摩擦が生じないようにしなくてはならない、というのは現実に求められていることである。英国政府として、アイルランドと英国の間に新たな国境を作るということと同様、英国内に国境を作ることも決して受け入れられない。これは、ベルファスト合意の精神に違反することになる。昨年12月に合意したEUとの共同報告書は、この国境問題について極めて明確であり、北アイルランドが英国の不可欠な部分であるということを明言していた。しかし、EU側から提案された「バックストップ」案は、これに沿うものとなっていない。この提案の下で北アイルランドは、貿易交渉あるいはWTOにおける関税交渉において、欧州委員会によって代表され、英国政府によって代表されることになっていない。我々の国の中に第三国の関税の境界を公式に設けるといふ経済的並びに憲法的に不適切な設定は、自分が受け入れられるものではなく、また、いかなる英国の首相でも受け入れることのできるものではない。

(7) 白書

英国とアイルランド間に厳格な国境を設けないこと、北アイルランドを残りの英国から切り離す新たな国境を設けないという2つの命題は、我々が議論を前へ進める上で、我々が主張すべき事項である。このようにするという事は、我々は、北アイルランドを対象から外し、英国内に国境を構築することを求めるEUからの自由貿易の提案を拒否しなければならない、ということである。

これに対する対案である、関税同盟のメンバーシップとEEAの拡張を足し合わせたものは、自由なモノの移動、多大な費用の支払いの継続、英国経済全体におけるEUのルールの完全な適用及び貿易政策に関する管轄の喪失を意味する。これは国民投票の結果に反する。

今後の交渉を進めるためには、適用できる第三の対案を提案する必要がある。そしてその対案は、英国とEU両者にとって使えるものでなければならない。私は、チェッカーズにおける合意に続いて発表した白書がその対案となっていると信じる。

(8) 結論

自分は、我々が始めたこの交渉を完遂することができると信じている。

我々は、英国とEU双方の利益になる新たなEUとの関係に関わる交渉をすることができる。

それは国民投票の結果を尊重し、我々自身による、我々のカネ、国境、法の管轄を実現するものである。

それは我々を、繁栄への将来、職の保障、さらなる繁栄への道に導くものである。

それは我々の連合を守り、連合王国全体を今後の年月にわたって繁栄させるものである。

それは、そこで我々は権限の委譲を回復し、人々の利益のためにコミュニティとして一体となる、北アイルランドの明るい将来を我々にもたらすものである。

それは、過去の分裂を置き去り、将来の挑戦に立ち向かうために一体となり、機会をつかむ、我々のための明るい将来をもたらすものである。

自分は明るい将来と我々の手中にある可能性に熱意を持って対峙している。

自分が保守及び連合党の党首となるためのキャンペーンで述べたとおり、英国のEU離脱の過程は複雑で、困難で、重大で、精密な業務の遂行を求めるものであった。我々の政府はそれを成し遂げた。白書は

将来のための我々の計画である。連合王国全体を待っている強く明るい明日のための道である。今我々は、勇気を持って、それをつかむ決定をしなければならない。

10. 若干の検討

（1）離脱協定案の概要

2018年11月14日メイ首相は、離脱協定案及び将来関係の枠組みに関する政治宣言案を英国内閣は了承した旨を表明し^{19,20}、同年11月25日EUは臨時欧州理事会を開催し、離脱協定案と政治宣言案を承認した²¹。その後これらの案は、英国議会での審議にかけられたが、2019年1月15日英国議会は否決した。

当該離脱協定案は、第1編「共通規定」、第2編「市民の権利」、第3編「離脱規定」、第4編「移行期間」、第5編「財政規定」、第6編「機関・最終規定」の全6編全185条からなり、以上に加え、アイルランド及び北アイルランドに関する議定書、キプロスにおける英国の主権の対象となる基地領域に関する議定書、ジブラルタルに関する議定書並びに附属書が付されている。

上記のうち、まず第2編「市民の権利」では、主に次の事項を規定している。

- EU市民あるいは英国国民もしくはその家族の構成員は、EU法に従って、その居所をおく国において居住する権利を有する（第11条）。
- EU市民あるいは英国国民もしくはその家族の構成員で、EU法に従って継続的に5年間その居所を定める国に居住した者は、当該居住国における永住権を取得する（第15条）。
- それぞれの居所を定める国は、EU市民あるいは英国国民もしくはその家族の構成員に対し、新たに在留資格を取得する手続きを、求めることができる。なお当該国は、その求める当該手続きを円滑に行い、透明性を確保し、簡素で、不必要な行政上の負担が生じないことを確保しなければならない。また、その手続きの結果に関し発給されるその在留資格を証明する文書は、無料もしくは同様の申請手続きの手数を上回らないものとしなければならない（第18条）。
- EU法で定められる労働者の権利が保障される（第24条）。
- EU市民あるいは英国国民もしくはその家族の構成員が有する専門職業資格で、移行期間終了までに承認された専門資格は、移行期間終了後も継続して承認される（第27条）。

また第3編は「離脱規定」では、移行期間終了までに英EUの市場に適法に流通している物品は、最終消費者の手に渡るまで、両市場を自由に流通することができること（第41条）や、移行期間終了までに移動が開始された物品の移動に対する関税、VAT及び物品税については、EU規則に従うこと（第51条）等を規定している。

なお以上の他第3編は、離脱時に継続している裁判手続きに関する協力、離脱前に処理あるいは取得された個人情報を含む情報やデータの扱い、EURATOMとの関係等についても規定している。

第4編「移行期間」は、英国のEU離脱以降もEU法が適用される移行期間に関し、主に次の点を規定している。

- 移行期間は2020年12月までとされるが（第126条）、一度のみ最大1年もしくは2年の延長ができる（第132条）。
- 移行期間中英国は、EU加盟国でなくなることから、EUの機関等の会合には参加できないが、一定の場合には参加可能である（128条）。
- 移行期間中英国は、EUと第三国間の協定との関係において、EU加盟国と同様に扱われる（第129条）。
- 移行期間中英国は、第三国との協定の交渉、署名、批准が可能（第129条）。ただしEUの承認がない限り、協定の発効もしくは暫定適用は移行期間後でなければならない（第129条）。

19 <https://www.gov.uk/government/publications/withdrawal-agreement-and-political-declaration>. なお当該 Web ページには、協定案本体の他、英国政府作成の資料が掲載されている。

20 <https://www.gov.uk/government/speeches/pms-statement-on-brexit-14-november-2018>.

21 離脱協定案に関する欧州委員会発行の Q&A として http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-18-6422_en.htm

- 移行期間中漁業に関する英国のルールは、EU のそれと同一とされ、漁獲割り当ては減少しない（第130条）²²。英国は独立海洋国家として2020年に2021年の、それ以降毎年翌年の漁業協定について交渉する²³。

（2）アイルランド及び北アイルランドに関する議定書の概要

離脱協定案に付属している、アイルランド及び北アイルランドに関する議定書は、主に以下の点を定めている²⁴。

- ベルファスト合意で保障された権利、セーフガード、機会の均等を維持する（議定書第4条）。
- EU 法に基づいて保障される自然人の権利を完全に尊重しつつ、共通渡航地域（CTA）を継続する（議定書第5条）。
- 移行期間終了までに、アイルランドと北アイルランド間において、厳格な国境の設定を回避する政策を導入できない場合、いわゆるバックストップが発動する（議定書第6条）。
- 単一電気市場（Single Electricity Market）にかかる EU 法は、北アイルランドとの関係で、英国で有効とされる（議定書第11条）。
- 環境、健康、農業、運輸、（高等）教育、ツーリズム、エネルギー、電気通信、放送、内水漁業、司法、治安及びスポーツ等の分野における南北アイルランド間の協力関係を継続する（議定書第13条）。

上記のうち、将来関係に合意できない場合の措置としての、いわゆるバックストップの発動に関し、当該議定書は、概要以下の通り規定している²⁵。

- 英国全土と EU を単一の関税区域とし、英国と EU 間において、関税、数量割当、原産地規則等の関税手続きは適用されない。
- 英国と EU 間において公正な競争条件（level playing field）を確保するために、英国と EU は一定の措置を適用する。
- 引き続き EU 関税法典（Union's Customs Code）が北アイルランドに適用される。
- EU の単一市場に関わる一連の措置及び厳格な国境の設置を避けるために必要不可欠な措置（モノに関する規制、衛生植物検疫措置（SPS）に関する規制、農産物の生産・流通に関する規制、モノに対する VAT や物品税に関する規制、国家補助に関するルール）が北アイルランドに適用される。

なお、移行期間終了後にいつでも英国・EU は、理由と共にバックストップの解除を求める旨を他方に通知することができ、当該通知があった場合、英国・EU 双方から構成される合同委員会は、通知後6ヵ月以内に閣僚レベル会合を開催し、1998年のベルファスト合意により設立された機関の意見も踏まえ、英国と EU 双方にバックストップの全て又は一部の解除を勧告することができる。

（3）将来関係の枠組みに関する政治宣言案の概要

上記の離脱協定案と同時に合意した、将来関係の枠組みに関する政治宣言案は、「序論（Introduction）」、

22 HM Government “Explainer for the agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union”, 28, para.121.

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/759020/14_November_Explainer_for_the_agreement_on_the_withdrawal_of_the_United_Kingdom_of_Great_Britain_and_Northern_Ireland_from_the_European_Union.pdf)

23 Id.

24 当該議定書にかかる欧州委員会公表の Q&A として http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-18-6423_en.htm

25 この点に関し、EU の同意なく、このバックストップの適用を終了できないことが英国内の離脱協定案に対して反対する者にとっての重要な懸念事項であるとされている。なお2018年12月13日欧州理事会は、バックストップ案はアイルランド島において厳格な国境が設定されることを回避するための保険的政策で、バックストップ案が適用されることを避けるために、移行期間中の将来関係にかかる協定の締結に向け速やかに交渉すること、バックストップ案が適用された場合もあくまでも一時的な措置であり、バックストップ案に代わる将来関係にかかる協定の締結に向け最善を尽くし、バックストップ案は現に必要な期間のみ適用されること、を確認している。<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2018/12/13/european-council-art-50-conclusions-13-december-2018/>

第1編「総論（Initial Provisions）」、第2編「経済パートナーシップ（Economic Partnership）」、第3編「安全の保障にかかるパートナーシップ（Security Partnership）」、第4編「制度的枠組み及びその他の事項（Institutional and other Horizontal Arrangements）」、第5編「今後の手続き（Forward Process）」からなり、概要以下の内容であった²⁶。

(ア) 序論

序論は、本政治宣言案と EU 条約第50条および離脱協定との関係について述べたのち、次のことを述べている。

- (i) EU と英国は、法に基づいた国際秩序、法の支配と民主主義の促進、自由で公正な貿易と労働者の権利、消費者と環境の保護、その価値と利益に対する内的あるいは外的な脅威に対抗するための協力、の確保のために協働することを決定した。
- (ii) このことに基づいて、この政治宣言案は、貿易と経済協力、法の執行および刑事司法、外交、安全の保障および防衛、そのほかの広範な協力に関する、野心的で、広範に及ぶ、深化した、柔軟な協力関係の要素を定める。交渉の過程で英国と EU それぞれが両者にとって利益であると考えた場合、将来関係は、この政治宣言案に記載される範囲を超えてその協力分野を包含するものとする。この関係は、英国と EU の価値と利益に始原させるものとする。それらは、その地理的、歴史的、あるいは共通の欧州の遺産から生じるものである。英国と EU は、繁栄と安全は、自由で公正な貿易の促進、個人の権利と法の支配の保護、労働者、消費者あるいは環境の保護、およびそこから生じる権利と価値に対する脅威に対する対抗によって促進されるということに合意した。
- (iii) 将来関係は、英国と EU それぞれの基本的な思想を考慮に入れた、権利と義務のバランスに基づく。このバランスは、EU の決定過程および EU の基本原理、特に単一市場の一体性、関税同盟、並びに四つの自由と両立するものでなければならない。またそれは英国の主権を保障し、その国内市場を保護し、独自の貿易政策や英国と EU 間における人の自由な移動を終了させることを含む、2016年の国民投票の結果を尊重するものでなければならない。

(イ) 総論

(i) 中核的価値と権利

英国と EU の両者は、将来関係は、人権と基本的自由、民主主義の原理、法の支配及び核不拡散の尊重と保護等の享有の価値に支えられるものではないということに合意した。また両者は、効率的な多数国間主義の促進に対するコミットメントを再確認した。

将来関係は、英国の継続的な欧州人権条約（ECHR）の枠組みの尊重を組み入れるものでなければならず、他方で、EU 及びその加盟国は、特に ECHR に結実した権利を再確認した、EU 基本権憲章により引き続き拘束されることを確認した。

(ii) 情報の保護

将来関係全般にかかるデータの流通と往來の重要性に鑑み、英国と EU はそのような流通等を支えるための高いレベルの個人情報保護の確保を公約した。

それによって第三国との個人情報のやりとりを認める、第三国におけるデータ保護基準の認証にかかる EU の枠組みに基づき、欧州委員会は、英国の EU 離脱以降直ちに、英国の個人情報保護のレベルの評価を開始し、適用される条件が満たされることを前提として、2020年末までに決定をすることに努める。なお英国は独自の個人情報の国際的移転に関する体制を設けることになることから、英国も EU に対し同様の手続きをとる。将来関係は、英国と EU のそれぞれの個人情報保護に関するルールにかかる自律性を害するものとはしない。また、英国と EU は、規制当局間で適切な協力の枠組みを設定する。

(iii) EU のプログラムへの英国の参加

広汎で深化した将来関係の形成が意図され、また、市民間関係が密接であることに鑑み、英国と EU は、

26 本政治宣言案に関する英国政府による解説文書として https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/759022/25_November_Explainer_for_the_Political_Declaration_setting_out_the_framework_for_the_future_relationship_between_the_European_Union_and_the_United_Kingdom__1_.pdf

科学及びイノベーション、若年者対応、文化及び教育、海外開発及び対外活動、防衛能力の確保、市民防衛あるいは宇宙等の分野における、関係する EU の規律等の定める条件に従い、英国の EU のプログラムへの参加にかかる、一般的な原則及び条件を決定する。当該条件等には、公正で適切な財政的貢献、英国と EU の両者による良好な財政管理を可能にするための条項、参加者の公正な扱い、両者の協力の性質に適切な管理あるいは協議に関する規律を含む。

英国と EU は、欧州研究基盤コンソーシアムへの英国の参加についても追求する。また英国と EU は、将来の PEACE PLUS 計画の実施に関する両者の公約を想起する。

(iv) 対話

英国と EU は、対話を行い、文化、教育、科学及びイノベーションを含む利益を共有する分野において協力する機会を追求するために意見交換する、ベストプラクティスや専門的知見を共有する、協力して行動する等を行う。

これに加えて英国と EU は、欧州投資銀行 (EIB) グループとの将来関係の探求に対する英国の関心に留意する。

(ウ) 経済パートナーシップ

(i) 目的及び原則

英国と EU は野心的で、広範囲に及ぶ、バランスのとれた経済パートナーシップを形成することで、合意した。当該パートナーシップは、包括的で、かつ英国と EU 両者相互の利益となる、自由貿易地域とより広い分野における協力を志向するものである。また当該パートナーシップは、開かれた公正な競争を実現する公平な競争条件の確保を提供することによって支えられるものである。当該パートナーシップは、英国と EU 間の貿易と投資を可能な限り円滑化し、同時に、EU の単一市場と関税同盟、並びに英国の国内市場を尊重し、またこの経済関係を越えた英国による独立した貿易政策の開発を認めるものである。

英国と EU は、その自律性を保持し、公衆の健康、動物の健康と福祉、社会サービス、公的教育、安全、気候変動を含む環境保護、公衆道徳、社会あるいは消費者保護、プライバシー及び情報保護、文化的多様性の保護及び促進等の正統な公共政策の目的の達成のために、それぞれが適切と見なす保護レベルに従って、経済活動を規制する権限を有するものとする。当該経済パートナーシップにおいて英国と EU は、持続可能な開発が、全体を支配する目的であることを認める。さらに当該経済パートナーシップでは、安全保障に関するものを含む、適切な一般例外を設ける。

なお英国と EU は、アイルランド島における厳格な国境の恒久的な回避を確保するための代替枠組みを設ける後続の合意によって、北アイルランドに関するバックストップの対応策が更改される旨を決定したことを想起する。

(ii) モノ

①目的と原則

英国と EU は、可能な限り緊密で、正統な貿易を簡易化すること円滑にするための、モノに関する貿易関係を持つことを期待する。国境を超えるモノの移動を円滑にするために、英国と EU は、深化した通関及び規制協力と共に、また、開かれた公正な競争を行うための公平な競争条件を確保する条項により支えられる、自由貿易地域 (free trade area) を構築する包括的な枠組みの形成を期待する。

②関税

経済パートナーシップは、全品目で無関税、無手数料等を確保し、数量割当を設けない。また、英国と EU の目的と原則に従って、原産地規則にかかる検査の必要性を設けない、離脱協定で設けられている、単一関税領域を改良して構築する、野心的な通関枠組みを設ける。

③規制

規制の自律性を確保しつつ、英国と EU は、透明性が確保され、効率的で、不必要な貿易の障害回避を促進し、可能な限り互換性のある規制に関する対応を促進する規律を規定することを望む。貿易の技術的障害 (TBT) 及び衛生植物検疫措置 (SPS) に関する規律は、WTO の関係規定を基礎とし、それを超えるレベルのものとする。特に貿易の技術的障害にかかる規律については、基準 (standard)、強制規格

(technical regulations)、適合性評価手続（conformity assessment）、認証（accreditation）、市場の監視（market surveillance）、度量衡（metrology）及びラベル（labelling）に関する共通の原理を規定する。英国と EU は、証明の目的に関する措置を含む SPS にかかる措置について、両者を一体とし、地域主義（regionalisation）は、輸出国から提供された適切な疫学に基づく情報に基づいて認めるものとする。英国と EU は、英国の規制機関が、欧州医薬品庁（EMA）、欧州化学品庁（ECHA）、欧州航空安全庁（EASA）等の EU の機関と協力する可能性を追求する。

なおこの点に関し英国は、関連する分野において、EU のルールとの整合性の確保を追求する。

④通関

英国と EU は、その全体の目的を踏まえつつ、野心的な通関枠組みを規定することを望む。そのために英国と EU は、英国と EU の法秩序を尊重しつつ、すべての利用可能な円滑化のための仕組みや技術を使うことを望んでおり、他方で、関税当局が英国と EU それぞれの財政的利益とその公共政策を実施することができることを確保することを望む。このために英国と EU は、信頼にたる貿易者プログラム（trusted trader's programme）の相互承認、通関事項にかかる行政協力と相互支援、あるいは通関手続きにかかる不正に対する対策等にかかる情報交換の実施を検討する。なおこのような通関円滑化にかかる仕組みや技術は、アイルランド等における厳格な国境の恒久的な回避の確保のための代替案の検討に際しても、検討する。

(iii) サービスと投資

①目的と原則

英国と EU は、サービス貿易並びに、サービス分野及び非サービス分野における投資に関し、おのこの規制権限を尊重しつつ、野心的、包括的かつバランスのとれた枠組みを設定することを望む。英国と EU は、それぞれの WTO における約束のレベルを大きく超える、最近 EU が締結した自由貿易協定を基礎とする、サービス貿易の自由化のレベルの達成を目標とする。

WTO のサービス貿易協定（GATS）第 5 条に従って、英国と EU は、実体的に十分な分野においてすべてのモードを含み、また、カバーされるすべての分野で実質的にすべての差別を削除し、ただし、適切な例外と制限を含む合意を目指す。当該枠組みは、自由職業及び実務サービス、電気通信サービス、郵便・クーリエサービス、流通サービス、環境サービス、金融サービス、運送サービス、そのほか相互の利益になるサービスを含むこととする。

②市場アクセス及び無差別

当該枠組みには、受け入れ国における、相手国のサービス提供者及び投資家の市場アクセス及び内国民待遇にかかる規定を含み、また、投資家に対するパフォーマンス要求にかかる規定を含むこととする。

また当該枠組みは、一定の領域における事業のための自然人の一時的な入国及び滞在を認めるものとする。

③規制

英国と EU は、国内規制に関する規律について合意することを望む。当該規律は、免許手続（licensing procedure）等の分野横断事項を含み、また、両者にとって利益のある、電気通信サービス、金融サービス、運送サービス、国際海運サービス等の分野に関わる、特別な規制を含むものとする。なおこれらの規律は、良い規制実行例（good regulatory practices）を反映した出入国・滞在管理の開発と受容にかかる規定を含むものとする。

この文脈で英国と EU は、相互に利益のある分野にかかり、情報交換あるいはベストプラクティスにかかる知見の交換を含む、自発的な規制協力にかかる枠組みを設けることとする。

なお英国と EU は、両者の利益になる場合、規制されている専門職業にかかる専門資格に関する適切な枠組みについて合意する。

(iv) 金融サービス

英国と EU は、金融の安定、市場の一体性、投資家と消費者の保護及び公正な競争の確保、を維持し、他方で、両者の規制権限及び決定の自律性を尊重し、また自らの利益に比例する決定をする能力を尊重す

ることを、公約する。これは、プルーデンシャルの理由に基づいて必要な措置の執行あるいは維持にかかる英国とEUの権能には、影響しない。なお英国とEUは、国際機関における規制・監督にかかる事項について、緊密に協力する。

英国とEUは、第三国の規制・監督が、関連する目的において、同等である旨を宣言する同等性の評価に関する枠組みを有することに留意し、相互に同等性の評価を迅速に開始し、2020年6月末以前に当該評価を終わらせるように努める。また英国とEUは、同等性評価にかかる枠組みのレビューを行う。

英国とEUは、緊密で構造化された規制・監督についての協力は、相互の利益になることに同意する。当該協力は、経済パートナーシップに基づき、規制権限の自律性、明確性、安定性の原理に基礎をおくものでなければならない。また当該協力には、政治あるいは技術レベルの、同等性の承認、停止、取り消しにかかる、透明性のある、適切な協議プロセスや、規制の実施及び両者にとって利益になるその他の事項に関する情報交換及び協議を含む。

(v) デジタル

サービス及びモノの貿易のデジタル化が進展していることに鑑み、英国とEUは、電子商取引の円滑化、電子的手法による貿易に対する不正な障壁に対する対策、事業者及び消費者にとって、開放的、安全かつ信頼性のあるオンライン環境に関する規定を定めることとする。ここで含まれる規律は、英国とEUの個人情報保護にかかる規律に影響を与えるものでないことを確保しつつ、越境のデータの流通や、公正でないデータのローカライゼーション要求等にも対応するものでなければならない。

英国とEUは、電気通信サービスにおけるサービスサプライヤーのネットワークあるいはサービスへの平等な接続を確保し、また反競争的な行為に対処しなければならない。

英国とEUは、多国間あるいは多数利害関係者間の協議において共働し、また、新規に開発される技術に関係する情報、経験、あるいはベストプラクティスについて意見交換する対話メカニズムを設ける。

(vi) 資金移動及び支払い

英国とEUは、資本と支払いの自由な移動に関する、一定の例外を含む、規律を設ける。

(vii) 知的財産

英国とEUは、イノベーション、創造性、あるいは経済活動を促進するために、WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）あるいは、世界知的所有権機関（WIPO）に関わる条約の定める基準を超えるレベルの、知的財産権の保護と実施にかかる規定を定めなければならない。また英国とEUは、地理的表示（GI）の保護に関する適切な枠組みを設ける。

他方で英国とEUは、知的財産権の消尽の体制確立の自由度を維持し、また、知的財産権にかかる問題の情報の交換・協力メカニズムを設ける。

(viii) 公共調達

英国とEUは、相互に利益のある分野において、WTO政府調達協定（GTA）を超えて公共調達市場における参入の機会を相互に提供する。また、政府調達にかかる市場、公共調達に関するルール、あるいはその手続もしくは実行にかかる透明性等に関する規律を設ける。

(ix) モビリティ

英国がEUと英国間において人の自由な移動の原則を適用しないことを決定したことを踏まえ、英国とEUは、次の人の移動に関する枠組みを設定することを決めた。

- 移動に関する枠組みは、EUの加盟国間の平等に基づく完全に相互主義によるものとする。
- この文脈で、英国とEUは、その国内法を通じて、査証免除による往来と短期滞在に関する規律を設ける。
- 英国とEUは、研究、就学、訓練及び若年者の交流のための入国と滞在に関する条件について検討することに合意する。
- 英国とEUは、将来の人の移動との関係で、社会保障制度の調和に関し、検討することに合意する。
- これらの適用法に関連して、英国とEUは、正統な渡航のために、そのそれぞれの国境を往来することの円滑化の可能性を追求する。

- いずれの制度設計も、英国とアイルランドにおける共通渡航地域（CTA）の適用に影響を及ぼすものではない。
- 人の移動を支援するために、英国とEUは、それらが締約国となっている、現存の国際家族法の規律の効果的な適用を約束することを確認する。EUは、現在EUの加盟国であることを通じて英国に適用されている2007年ハーグ条約（Hague Maintenance Convention）に英国が加わる意思であることを留意する。
- 英国とEUは、婚姻あるいは親子関係に係る責任等に係る司法協力に関する事項について検討する。
- 上記の事項は、既述の事業のための人の一時的な入国と滞在についての約束に加えてなされるものである。これらの約束が、入国、滞在あるいは就労に関する法律、規則等の規律の適用に関する、英国あるいはEU等の権限によって無効とされてはならない。

(x) 運輸

①航空

英国とEUは、包括的航空協定（CATA）を通じて、人及び貨物の接続性を確保する。当該CATAには、市場アクセスと投資、航空の安全と保安、航空交通の管理、開放的で公正な競争条件の提供、等、並びに適切な関連する消費者保護の要求と社会的基準を含むものとする。

英国とEUは、欧州航空安全局（EASA）と英国民間航空局（CAA）の協力を含む協力枠組みを設置し、安全性及び保安に関する高い基準の実現のための協力を可能にする。

②道路輸送

英国とEUは、道路を通じた貨客運送事業者のために、両者間で同等の市場アクセスを確保する。当該市場アクセスの確保は、国際的な道路運送のための、適切かつ関係する消費者保護に関する要件・社会的基準や、特に道路運送事業者の業務、国際道路輸送に係る雇用条件、道路に係るルール、旅客道路輸送もしくは危険物の道路輸送に関する、英国とEUあるいはEU加盟国がその署名国である、道路輸送に係る国際的な合意に基づく義務にも基づかなければならない。

③鉄道輸送

英国とEUは、ベルファストーダブリン間の鉄道や、ドーバー海峡トンネルを通じるものを含む、鉄道サービスの円滑な作動と運行の継続を支えること等のための、越境鉄道サービスにかかる二国間協定を制定しなければならないことに合意した。

④海上輸送

英国とEUは、海上運送分野における旅客及び貨物輸送は、国際的法枠組みに基づくものとすることに留意する。なお、英国とEUは、国際海上運送サービスに係る市場アクセスについて、適切な枠組みを策定する。

将来関係は、海上運送に係る安全性・保安性に係る協力のために、英国の第三国としての立場を踏まえつつ、欧州海洋安全庁（EMSA）と英国海事沿岸警備庁（MCA）間の情報交換を含む協力枠組みを形成する。

(xi) エネルギー

①電気・ガス

英国とEUは、競争市場とネットワークへの無差別なアクセスに基づく、価格効率的、クリーン、かつ安全な電気及びガスの供給と配送を支援するために協力する。英国とEUは、電気及びガスの供給者が、エネルギーインフラを接続するシステムの計画及び運用を行う際、技術的協力を実施するための、欧州電気・ガス送付・ガス配付システム運営事業者ネットワーク（European Networks of Transmission System Operators for Electricity and Gas）のような枠組みを設置する。当該枠組みには、異なるタイムフレーム間の配付事業者間の安全な供給と効率的な取引を、可能な限り可能にする体制を確保しなければならない。

②民生原子力

原子力の安全性と不拡散の重要性を認識して、英国とEU間の将来関係は、原子力の平和利用のために、EURATOMと英国間における広範な範囲を含む、原子力協力協定（Nuclear Cooperation Agreement）を含まなければならない。当該関係は、現存する原子力の安全に関する高い基準へのコミットメントに基づく

ものでなければならない。また当該協定は、EURATOM、英国及びそれらにかかわる各国の規制当局間における協力を可能にするものでなければならない。またそれは、相互に利益のある、安全対策、保安、あるいは国際原子力機関（IAEA）との協力に関する事項を含まなければならない。さらに当該協定は、原子力に係る材料あるいは資材の取引についても規定しなければならない。さらに第三国として英国が、環境における放射線のレベルに関する情報を調査し交換する EU の機関、すなわち欧州共同体緊急原子力情報交換及び欧州原子力データ交換プラットフォームへの参加に関し規定しなければならない。

英国と EU は、英国が EURATOM のリサーチ及び訓練プログラムへの協力に関心があることに留意する。

英国と EU は、EURATOM 供給機関（EURATOM Supply Agency）が、適時に、英国と EU 間で共同署名された、原子力物質の供給に係る契約の承認と認証について再検討する意図があることに留意する。

英国と EU は、医療用放射性同位体の供給に関する情報交換を通じた協力を行う。

③排出権取引

英国と EU は、英国の温室効果ガス取引制度と EU の排出権取引制度の接合を通じて炭素価格付けに協力することを検討する。

(xii) 漁業

経済パートナーシップの構築全体の一部として、海域へのアクセスと漁獲割り当てに関する、新たな漁業協定を2020年7月1日までに締結するよう努める。

(xiii) 世界的な協力

相互の独立性を維持しつつ、英国と EU は、G7や G20等の国際的な場で、相互の利益になる次の分野を含む諸分野で協力する。

- 気候変動
- 持続的発展
- 越境汚染
- 公衆の健康及び消費者保護
- 金融の安定
- 保護主義への対応

(xiv) 公正な競争条件

将来関係は、開放的で公正な競争を確保しなければならない。これを確保するための規律は、国家補助、競争、社会労働基準、環境基準、気候変動、及び関連する租税事項を含まなければならない。また、離脱協定案の定める公正な競争条件に関する条項を踏まえ、かつ経済関係全体のバランスがとれるものでなければならない。

(エ) 安全の保障にかかるパートナーシップ

(i) 目的と原則

欧州の防衛と市民の安全の観点から、英国と EU は、広範に及ぶ、包括的な、バランスの取れた安全の保障に関するパートナーシップを形成する。当該パートナーシップは、重大な国際犯罪、テロリズム、サイバー攻撃、偽情報の拡散、複合的脅威、法に基礎をおく国際秩序の浸食あるいは国家間関係から生じる脅威の再開等の、地理的な近接性と拡大する脅威を踏まえたものでなければならない。

英国と EU は、その共有する思想、価値あるいは利益に基づき、世界規模の安全保障、繁栄及び効果的な多数国間主義、を促進する。当該安全の保障に係るパートナーシップは、刑事事項に係る法の執行と司法協力、外交施策、安全保障と防衛、及び共通の利益のある分野に係る個別のテーマ別の協力から構成される。

(ii) 刑事事項に係る法の執行と司法協力

将来関係は、包括的で、緊密な、バランスの取れた相互主義に基づく、刑事事項に係る法の執行と司法協力について定める。また当該関係は、刑事犯罪の予防、捜査、探知、訴追のための、強い実行的な能力を実現するためのものとし、地理的接近性、英国と EU が直面する共通で拡大する脅威、市民の安全と防衛にかかる共通の利益、並びに英国がシェンゲン協定に加盟しない第三国になり、人の自由移動を約束し

ない国となる事実を考慮して形成する。

①情報交換

効率的で迅速なデータの共有と分析は、近代法の執行に不可欠であることを踏まえ、英国と EU は、拡大する脅威やテロリズム及び深刻な犯罪による混乱に対応し、捜査と訴追を円滑化し、あるいは公衆の安全の確保のための情報交換の枠組みを設定する。

英国と EU は、相互主義に基づく、適時の、効果的で効率的な、旅客名記録（PNR）データや、各国の PNR 処理システムに保存されている当該データの処理結果、あるいは DNA、指紋、自動車登録データの交換のための枠組みを設ける。

英国と EU は、データ交換に係る英国の将来の立場にとって適切な、上記以外の枠組みを検討する。それには例えば、技術的及び法的に可能で、かつ英国と EU 両者の利益になる場合で、関連する EU の制度によって行うことができることに近接する権限の実施のためのものである、指名手配者・失踪者あるいは遺失物に係る情報もしくは犯罪履歴にかかる情報の交換を含む。

②法執行機関間の実務的協力と刑事事項に係る司法協力

英国と EU は、英国と EU 加盟国の法執行機関並びに司法当局間の業務実施のための協力の円滑化の価値を認識し、欧州刑事警察機構（Europol）と欧州司法機構（Eurojust）を通じた英国の協力の条件の特定のために協働する。

③マネーロンダリング対策とテロリストに係る資金流通対策

英国と EU は、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）による基準及びそれに関連する協力を通じた、マネーロンダリング対策及びテロリストに係る資金流通対策のための国際的な取り組みを支援することに合意する。英国と EU は、受益所有者の透明性や、顧客に対するデューデリジェンス管理の適用にかかる、取引所および保管業者義務を通じて行う、仮想通貨の使用に係る匿名性の停止に関して、FATF 基準を超えることに合意する。

(iii) 外交政策、安全保障及び防衛

英国と EU は、新たに生じている脅威を含む外的な脅威からの市民の保護、紛争の防止、国連及び NATO を通じたものを含む国際の平和と安全保障の強化、及びテロリズムあるいは不法移民等の世界的に生じている問題の根源的な解決のための、野心的で、緊密な、継続する、対外活動に関する協力を支援する。

英国と EU は、持続可能な開発と貧困の緩和を促進する。そのために英国と EU は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）や開発に関する欧州合意（European Consensus on Development）の適用を支援する。

このために、将来パートナーシップは、適切な対話、協議、調整、情報交換あるいは協力のメカニズムを設ける。それが適切で英国と EU の両者の利益になる場合には、専門家を配置する。

①協議と協力

英国と EU は、緊密な協力が、共通の目的を達成することに貢献する分野と活動を特定するための、制度的な協議と定期的なテーマ別対話の制度を設ける。

このことから、共通外交及び安全保障政策（CFSP）及び共通安全保障及び防衛政策（CSDP）に関する政治対話並びに分野別の対話は、閣僚級、高級官僚級並びにワーキングレベルの異なるレベルの英国と EU 間の柔軟な協議を可能とするものとする。高級代表（High Representative）は、適切な場合には、EU 加盟国の非公式の閣僚会合に英国を招致する。

英国と EU は第三国との関係で、安全保障、領事サービスの提供あるいは領事保護、及び開発案件、並びに、特に国連のような国際機関や国際会議において緊密な協力を追求する。これにおいて英国と EU は、関係する場合には、相互の立場を支援し、ステートメントに係る合意、デマルシュあるいは立場の共有等を通じた、協調的方法により対外活動や世界的問題に対処する。

②制裁

それぞれの外交政策に基づき、独立の制裁政策を追求する一方で、英国と EU は、制裁は多数国間外交政策のツールであり、またこの点に係る緊密な協議と協力には意義があることを認識する。

③作戦行動と責務

英国と EU は、市民あるいは軍事による、EU による危機管理ミッションあるいは作戦行動における緊密な協力を歓迎する。将来関係においては、英国が、参加に関する枠組み合意 (Framework participation Agreement) を通じて、個別案件ごとに、CSDP のミッション及び作戦活動に参加することとする。

個別の CSDP ミッション及び作戦活動への貢献者として、英国は、ミッション及び作戦活動の実施にかかる情報の共有を可能にするために、部隊編成会議 (Force Generation conference)、貢献の呼びかけ (Call for Contribution)、関係者委員会の会議 (the Committee of Contributors meeting) に参加することができる。CSDP の軍事活動に際して英国は、貢献のレベルに応じて、作戦本部にスタッフをおく可能性を有する。

④防衛能力の開発

将来関係においては、相互互換性を円滑化し、軍隊の効果的な統合の促進のための、個別の欧州協調プロジェクトにおける、英国と EU の事業者間の研究と産業協力が有益である。この点から、英国と EU は、それぞれの堅牢な国内防衛産業基盤により支えられる作戦の自律性と活動の自由を維持する一方で、EU 法の下で、可能な限り次の事項を行うことに合意した。

- 行政取極を通じた、現在および将来の欧州防衛機構 (EDA) のプロジェクトに関する英国の協力。
- 欧州貿易基金 (EDF) による支援を受けた EU の機関と協力して行われる共同防衛プロジェクトにおける、適切な英国の機関の参加。
- 欧州対外行動庁 (Permanent Structured Cooperation: PESCO) の枠組みにおける英国と EU の共同プロジェクト。欧州対外行動庁のフォーマットで、欧州理事会によって例外的に招致されることを条件とする。

⑤機密情報の交換

英国と EU は、特に対テロリズム対策、複合的脅威並びにサイバー空間における脅威に関して、適切な時期に、自主的に、英国が貢献している CSDP のミッション及び作戦行動の支援を目的として、機密情報の交換を行う。

英国と EU は、機密情報を自律的に作成するが、当該機密情報の交換は、欧州の安全保障環境に関する共通理解に貢献するものでなければならない。

将来関係は、EU の関係機関と、英国の機関間での機密情報とセンシティブ情報の適時の交換を可能にしなければならない。EU 衛星センター (European Union Satellite Centre: EUSC) と英国は、衛星画像 (space-based imagery) の分野で協力しなければならない。

⑥宇宙

英国と EU は、宇宙に関する協力のために、適切な枠組みを検討する。

⑦開発協力

英国と EU は、相互に強化している開発に係る計画及び実施の戦略を可能にするために対話枠組みを設置する。

両者の利益になることを前提として、英国と EU は、第三国にある EU の代表機関との調整を含む、EU の手段とメカニズムに対する英国の貢献について検討する。

(iv) 分野別協力

①サイバーセキュリティ

英国と EU は、国際的な協力の拡大を通じて、サイバースペースにおける安全性と安定性を確保することに関する公約を再確認する。英国と EU は、自発的にかつ適時に、相互主義に基づいて、サーバー空間における事象の発生、技術、攻撃者の本拠地、脅威分析、並びに共通の脅威から英国と EU を保護するためのベストプラクティスに関し、情報交換を行う。

特に英国は、EU 法に定めるところに従った合意の締結を条件として、コンピュータ緊急対応チーム (CERT-EU) と緊密に協力し、ネットワークと情報システムのセキュリティに関する指令 (NIS 指令) の下で設置されている協力グループや欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関の一定の活動に参加しなくてはならない。

英国と EU は、国際機関との関係において、サイバーセキュリティに関する効果的なグローバルプラク

ティスの発展のために協力しなければならない。

英国と EU は、サイバー対話を設置する。

②民間防衛

英国と EU は、自然あるいは人為的災害に対応するために、市民防衛の分野で協力しなければならない。当該協力は、EU の市民防衛メカニズムに英国が参加国として参加することを通じて行われる。

③健康の安全

英国と EU は、現存する第三国と EU 間の枠組みに従って、健康の安全に関する事項に関し協力する。英国と EU は、国際会議等において、すでに確認されたあるいはこれから生じる、健康の安全に対する脅威のために、あるいはそれに対する対応としての、予防、探知、準備における協力を目指す。

④不法移民

英国と EU は、最も脆弱な者の保護の必要性を認識しつつ、その誘因あるいはその影響も含めて、不法移民への対応において協力する。当該協力では次の事項を行う。

- 組織的移民犯罪への対策のための欧州刑事警察機構（Europol）との実務的協力
- EU の国境強化のための欧州対外国境管理協力機関（European Border and Coastguard Agency）との協働
- 不法移民の始原への対応のための第三国とのあるいは国際的な場におけるものを含む、共通の目的と協力に関する対話

⑤テロリズム対策及び過激派対策

英国と EU は、テロリズム対策、過激派対策及びその共通の安全と共有する利益の推進に対して生じる脅威に関して協力する。対話と実務的な協力の相互の利点を認識し、パートナーシップは、次のことを支援する。

- 主要な問題とテーマに関するベストプラクティスと専門的知見の共有
- テロリズム対策に関するものを含む、英国と EU 間で共有する効果的な評価を確保するための、適当な情報調査分析機関との協力
- 生成する脅威と新たな能力開発についての緊密な対話

(v) 特定情報及び非特定機密情報

英国と EU は、英国と EU の機密情報の取り扱いと保護に関する相互的な保障のための機密情報保護協定（Security Information Agreement）等を締結することに合意した。また必要に応じ英国と EU は、両者間でやり取りされるセンシティブ情報の保護に関する条件を定める。

(オ) 制度的枠組み及びその他の事項

将来関係は、特定の協力分野に関する章や関連する合意をカバーする包括的な制度的枠組みに基づくものとする。適切な場合、個別の分野に係る特別の管理枠組みのための取極を定める。

英国と EU は、将来関係に係る定期的な対話を実施し、その管理、監督、実施、見直し、及び改善のための、効率的で効果的な枠組みを設ける。

将来関係には、首脳級、閣僚級、実務レベル、あるいは議会間の対話枠組みを含む。また英国と EU は、市民間の対話を促進する。英国と EU は、将来関係の適用と実施を管理・監督、紛争解決、改善のための勧告を行う合同委員会をも設置する。

英国と EU の法秩序の独立を尊重しつつ、英国と EU は、将来関係の整合的な解釈と適用の確保を追求する。

英国と EU、紛争解決とその執行に関し、離脱協定の規定に基づくものとする。英国と EU は、将来関係に係る紛争に関し、まずは協議により解決をはかる。その際英国あるいは EU いずれかが必要と認めれば、当該案件を合同委員会に提起できる。

合同委員会は、当該紛争を独立の仲裁パネルにはかるよう合意することができ、また、合同委員会が一定期間内に両者が満足する解決に合意できない場合、英国・EU それぞれは、独立の仲裁パネルに当該案件をはかることができる。パネルの決定は拘束力を有する。

紛争において EU 法の解釈が問題とされる場合は、仲裁パネルは欧州司法裁判所に、EU 法に基づく仲

裁者として拘束力のある判断を求め、仲裁パネルは、欧州司法裁判所の判断に従って判断しなければならない。

英国あるいはEUの一方が、一定の期間内に当該紛争の拘束力ある解決の実施に必要な措置を取らない場合、他方は金銭的倍賞、あるいは比例する措置、もしくは一時的な措置をとることができる。

将来関係は、安全保障に係る適切な適用除外を含む。

(カ) 今後の手続き

英国とEUは、英国のEU離脱後速やかに英国・EU間の将来関係の交渉を始め、交渉結果を2020年末までに発効させる。英国とEUは、1998年4月10日に合意された、ベルファスト合意が、すべて、守られなければならないことに合意した。

(4) 英国の目標

2016年6月23日に実施された英国のEU離脱において国民投票で問われたのは、“Should the United Kingdom remain a member of the European Union or leave the European Union?”という質問であり、それに対して英国国民は、EUからの離脱を支持する判断をした。この質問の文面からするならば、英国国民が判断したのは、EUから離脱するということであって、離脱の具体的な取り進め方や、英国のEU離脱後の英国とEUの将来の関係について英国国民が詳細に判断したとはできないと思われる。

その後メイ英国首相は、2017年1月17日の演説において、より強く、より公平で、より結束し、かつより外界に目を向け、さらに、より安全で、より繁栄する、またより寛容な英国を構築することを目指し、また英国が、先んじて世界を構築する、国際的に有能な者達を引きつけ、あるいは開発者・革新者の拠点となることを望む、としたうえで、当該国民投票で示された英国国民の判断の意義について解釈し、交渉目標を立てた。そのうち、交渉の進め方ではなく、英国の将来の在り方やEUとの関係等の実体的な目標は以下の通りと整理できる。

① 自国の法律の自律性の確保

② アイルランドとの共通渡航地域の維持

③ 出入国・滞在管理

－ 聡明で英国で働くあるいは学問をする最善の者達を引き続き引きつけたい

－ 英国の出入国・滞在管理システムは、国家の利益に資するように適切に管理したい

④ 英国に居住するEU市民とEU域内に居住する英国国民の権利の保障

⑤ 欧州市場との自由貿易

⑥ EU域外の国々との新たな自由貿易

⑦ 科学とイノベーションにとっての最適地

⑧ 犯罪・テロ対策に関する欧州各国との協力の継続

このスピーチの内容は2017年2月2日に発出された白書で具体化された。その際の記述では、次の点がより具体化されたと解される。

－ ①については、英国の立法機関と司法機関が、英国における最終決定をすることになることを意味するとされた。

－ ③については、EUの人の移動に関する指令は英国に適用されなくなり、EU加盟国国民の入国は英国法に基づく管理下におかれる、とされた。

－ ⑤については、モノ、農産物、食料及び魚介類、サービス、金融サービス、エネルギー・運輸・通信、分野横断的規制、EU関係機関、関税アレンジメントに関するより詳細な考え方が示された。

－ ⑥については、第三国との二国間自由貿易協定や対話、多数国間あるいは複数国間交渉への参加等を追求する旨が言及された。

－ ⑦については、英国を、世界をリードする科学の基地としつつ、研究支援プロジェクトを通じEUと協力することや、EU離脱後も英国は、主要な科学、研究あるいは技術開発イニシアティブに関し、欧州のパートナーと協力を継続するための合意をする等が示された。

-⑧については、EU 離脱後も英国は、欧州の安全保障に関与し、EU の外交及び安全保障政策に貢献する等の考えが示された。

2017年9月22日フィレッツェにおけるスピーチで、これらの諸点に関しメイ首相は次の点を述べている。

-⑤について、単に既存の他国とのモデルを適用するのではなく、創造的かつ実務的に、EU の自由や原則と英国国民の要望を尊重した、野心的な経済パートナーシップを設計したいとした。

-⑧について、英国は、将来の安全保障、法の執行、刑事協力のための包括的なフレームワークを提供する、大胆で新しい戦略的合意、英・EU 間の条約を提案するとした。

2018年2月17日のミュンヘン安全保障会議におけるスピーチでメイ首相は、特に⑧に関連して、次の点を述べている。

第一に英国は、自国の安全保障と繁栄は、世界の安全保障と繁栄によることを理解し、また、それが国の内外を通じて英国国民を守る最善の方法であることを認識して、世界の安全保障に投資してきており、EU 離脱後もこれを継続したいとした。

第二に英国は EU を離脱し自ら新たに世界への路を切り開くが、これまでと同様将来においても、欧州の安全保障にコミットする、とした。

より具体的に第三に英国は、我々の将来の治安の保障に関する関係を基礎づける新しい条約を締結することを提案するとした。

また第四に英国は、対外的安全保障に関し、平和、繁栄、ルールに基づく秩序等の世界秩序の深部に対する挑戦に直面しているとした上で、それに対応するために、欧州及びそれを越えたパートナーシップの全体を強化し深化させることが必要と指摘した。

2018年3月2日のスピーチでメイ首相は、国民投票の結果に関して、当該国民投票は自分にとって、我々の国境、法、カネの管理を取り戻すことを意味していたこと等を述べ、それに続いて、まず英国の将来像に関し、以下の点を述べている。

- (英国の将来は) 英国が目指す、近代的、開放的、外部に目を向ける、寛容な欧州民主主義に基づくという国家像に合致しなければならない。

- 先駆者、改革者、探求者、創造者の国でなければならない。

- 英国の歴史と多様性、世界における我々の立場に自信を持つ、また、隣人あるいは遠くの友人に対する責任を負い、その価値のために立ち上がることを名誉に思う国でなければならない。

その上で、上述の目標との関係でメイ首相は、⑤に関し、経済パートナーシップに関し現存するモデルは、我々が持っている野心を実現するものでなく、もっとも広範囲を対象として、もっとも深化した可能な限りのパートナーシップ、今日の世界にあるどの自由貿易協定よりも多くの分野を含み、より協調しているそれを望んでいる、とし、続けて、モノ、農産物・海産物、サービス、金融サービス等の個別分野に関する考えを述べた。

2018年7月6日のチェッカーズにおける閣僚合意は、将来の経済パートナーシップに関し、次の点を述べている。

➤ 英国と EU 間に物品の自由貿易領域 (free trade area for goods) を形成する。

➤ 英国と EU が結合された関税地域 (customs territory) のように、求められる通関検査を免除するための、円滑化された通関取決め (Facilitated Customs Arrangement) の導入に向け、英国と EU が協働する。

➤ サービス分野に関しては、規制の柔軟性を有することが英国の利益に適うことから、英国と EU が現在と同水準の市場アクセスを相互に得ることはないことを認識し、異なる枠組み (arrangement) の形成を追求する。

なお上記に加え当該閣僚合意は、②に関し、「このような関係によって英国と EU が、将来の関係の全体を通じて、北アイルランドとアイルランドの関係に関する公約を実現し、英国の憲法及び経済的な一体性を維持し、ベルファスト合意の文言と精神を遵守し、離脱協定案の一部として英国が合意した、いわゆるバックストップ案と言われる解決策を実施する必要がなくなるようにするものと考えた」旨述べている。

上記のチェッカーズにおける合意を受けて、2018年7月英国政府が発出した白書は、英国のEU離脱の原則となるのは、国民投票の結果を尊重し、英国国民の決定である、英国法、国境並びにカネに関する管轄権を取り戻すこととし、また次の点を述べている。

- ②に関し、将来関係について、北アイルランドとアイルランド間に厳格な国境を設けることを避けるための責任ある対応をとることが英国とEUによって示されることが必要としている。
- ③に関し、英国の国境管理を尊重する一方で、英国とEUの市民がそれぞれの領域を往来でき、事業者や専門職従事者がサービスを提供でき、また英国とEUにおいて存在する、各種の機会や経験を学生や若年者が得られるようにする新たな枠組みを含めるとしている。
- ⑤に関し、英国政府は、物品の自由貿易領域（free trade area for goods）の設定を提案する（なおこの点に関して②との関連で、同白書は「物品貿易に関する自由貿易領域の設定によって英国とEUは、将来関係の全体として、北アイルランドとアイルランドの関係に関する共通の公約を果たすことができることになる」としている。）。また同白書は、サービスと投資、デジタル貿易、金融サービス、エネルギー、運送及び民事司法手続き等について記述している。
- ⑧に関し、英国は、EUとの緊密な協力を維持するための安全の保障に関するパートナーシップを提案するとしている。

2018年7月20日のスピーチでメイ首相は、アイルランドとの固有の関係と共に、連合王国の主要な一部として北アイルランドを位置づける原理は、ベルファスト合意及びその後継の合意に示されている。これらの合意は、我々の誇るものであり、自分はこれを維持し、そこで定められている権利を守る、と述べている。

（5）現状の評価

交渉はまだ途中であることから、今後のさらなる展開が想定されるが、上記の英国の目標と離脱協定案並びに将来関係の枠組みに関する政治宣言案を比較すると、現状は次のように評価できると考える。

①自国の法律の自律性の確保

政治宣言案の序論に記載されているところによれば、英国の主権を尊重する将来関係を形成することで、英国とEUは合意しており、その意味ではこの点は確保されたと解される。

②アイルランドとの共通渡航地域（CTA）の維持

この点は、アイルランドとの共通渡航地域の維持については、英国とEU間での意見の相違はなく、またCTAの維持自身も特に論点となっていないと解される。

他方でアイルランドと英国の関係、あるいは北アイルランドとアイルランドの国境の扱いは、英国議会との関係も含めて、依然として議論されている。

この点に関し離脱協定案のアイルランド及び北アイルランドに関する議定書は、上記の通り、いわゆるバックストップ案を示すなどしているが、たとえば2018年7月6日のいわゆるチェッカーズ合意や、それに続いて同年同月12日に出された白書で英国は、英国の提案するパートナーシップによる将来関係枠組み全体を通じて、北アイルランドとアイルランドに関する公約を遵守することができ、離脱協定の一部をなすバックストップとして英国とEUが合意した規定が適用されることがないことを確保することができる、としている。

③出入国・滞在管理

政治宣言案のモビリティの項目で記載されているところによれば、英国とEU間において、人の自由移動の原則は、将来的には適用されないこととされており、他方で、モビリティに関する枠組みが作られることになっている。人の自由移動の原則が適用されないことで、一応は、「英国の出入国・滞在管理システムは、国家の利益に資するように適切に管理したい」とする英国の目標は達成されたと解され、また将来的にこのモビリティの枠組みがどのようなものになるかによるが、ここで「聡明で英国で働くあるいは学問をする最善の者達を引き続き引きつける」枠組みが形成できれば、EUとの関係では、英国の目的は達成されたことになると思われる。

④英国に居住する EU 市民と EU 域内に居住する英国国民の権利の保障

具体的な実施の際等に問題が生じる可能性は否定できないが、離脱協定の一連の規定で整理されている。

⑤欧州市場との自由貿易

離脱協定案の条文の一部並びに政治宣言案で欧州市場との自由貿易に関する枠組みは確保されている。他方で、当初英国は、欧州との貿易関係について、野心的で、広範に及び深化している枠組みを目指す、としており、物品貿易については、政治宣言案に記載されているように、全品目で無関税、無手数料等を確保し、数量割当を設けないことで合意しているが、サービスについては、たとえば2018年7月6日のチェッカーズ合意では、「サービス分野に関しては、規制の柔軟性を有することが英国の利益に適うことから、英国と EU が現在と同水準の市場アクセスを相互に得ることはないことを認識し、異なる枠組み（arrangement）の形成を追求する。」とし、政治宣言案では「英国と EU は、サービス貿易並びに、サービス分野及び非サービス分野における投資に関し、おのおのの規制権限を尊重しつつ、野心的、包括的かつバランスのとれた枠組みを設定することを望む。英国と EU は、それぞれの WTO における約束のレベルを大きく超える、最近 EU が締結した自由貿易協定を基礎とする、サービス貿易の自由化のレベルの達成を目標とする。」とされた。

上記からすると、モノの貿易については、自由貿易が確保される一方で、サービス貿易については、英国と EU は異なる枠組みを採用し、両者の利益になる部分で協力する、ということになると解される。

⑥ EU 域外の国々との新たな自由貿易

離脱協定案に附属するアイルランド議定書の適用がある場合、英国と EU の合意によっていわゆるバックストップ案の適用が解除されるとされている点に留意する必要があるが、離脱協定案では、EU の承認がない限り、協定の発効もしくは暫定適用は移行期間後とされているものの、移行期間中英国は、第三国との協定の交渉、署名、批准が可能（第129条）とされている。

⑦科学とイノベーションにとっての最適地

政治宣言案は、EU のプログラムへの英国の参加について言及するほか、英国と EU は、対話を行い、文化、教育、科学及びイノベーションを含む利益を共有する分野において協力する機会を追求するために意見交換する、ベストプラクティスや専門的知見を共有する、協力して行動する等を行う対話がなされる旨を述べている。

実際にこれがどのように英国と EU 間の関係において具体化されていくかは不明であるが、少なくとも EU との関係では、一定の枠組みを構築する礎が設けられたことになると解される。

⑧犯罪・テロ対策に関する欧州各国との協力の継続

離脱協定案第3編第5節に警察及び刑事司法共助に関する規定がおかれ、また同編第6節に民事・商事司法共助に関する規定がおかれている。また政治宣言案では、安全の保障にかかるパートナーシップに関する記述がおかれている。

（6）EU・欧州と英国

上記の通りメイ首相は、2017年1月17日の演説において、英国が、より強く、より公平で、より結束し、かつより外界に目を向け、さらに、より安全で、より繁栄する、またより寛容な英国を構築することを目指し、また英国が、先んじて世界を構築する、国際的に有能な者達を引きつけ、あるいは開発者・革新者の拠点となることを望む、とし、それを踏まえて、上記で検討したいくつかの具体的交渉目標を設定した。

それぞれの個別の点については、より詳細な評価が必要であるにせよ、上記の通り、メイ首相のスピーチや白書等の内容を比較すると、ここまでのところでは、北アイルランド・アイルランド間の国境問題と、金融サービスを含むサービスにかかる経済パートナーシップの記述に関する若干のずれを除けば、英国の目指した目標と離脱協定案あるいは将来関係の枠組みに関する政治宣言案の内容は、それほど差異のある点は見受けられない。

英国の EU 離脱に関する離脱協定案や将来関係の枠組みに関する政治宣言案は、未だ交渉過程であるこ

とから、その点も勘案する必要があるが、財政負担に関して、今後の将来関係においては、英国の関わる個別のプロジェクトに関する場合に限り支払いを求められる点も踏まえると、この交渉は、英国の想定した内容で、現在までは進んでいる、と解される。

なお上述の2017年1月17日のメイ首相の演説や、同年3月29日の離脱通知等で述べているとおり英国は、EUと信頼できるパートナー等になることを望み、可能な限り自由に貿易することを望み、英国とEUが安全で、その共有する価値を促進すること等を望む等を述べてきている。この点を踏まえると、今後のEUからの離脱にかかる交渉や、その結果として締結される離脱協定並びに将来関係にかかる協定で設置される対話枠組みにおいて、上記の、EUと信頼できるパートナー等になること等の目標を実現することが、英国の目標となる、ということになる。

またメイ首相は、離脱通知等で、英国はEUから離脱するが、欧州から離脱するわけではないと述べ、英国とEUが共有する欧州の価値観等にも言及している。これは、一般的に英国とEUの関係の近接性について述べたものとも解されうるが、周知の通り、欧州には、欧州議会（CE）等、英国と関係があるEU以外の国際機関や枠組み等があり、これらとの関係について、今後英国がどのようなポジションを取るのかは、留意すべき事項と思われる。

（7）EU以外と英国

英国のEU離脱は、英国とEUの関係整理の問題で、その交渉やそれに関わる文書等では、必ずしも英国と第三国の関係に関しては扱われていないこと等は踏まえる必要があるが、いずれにせよ、上記のEUとの関係における英国の考え方である、英国が、より強く、より公平で、より結束し、かつより外界に目を向け、さらに、より安全で、より繁栄する、またより寛容な英国を構築することを目指し、また英国が、先んじて世界を構築する、国際的に有能な者達を引きつけ、あるいは開発者・革新者の拠点となることを望む、という考え方は、EU以外の国等と英国の関係でも、適用されると解される。

上述の通りEUから離脱した後も英国は、EUと、文化、教育、科学及びイノベーションの協力をしていくとしているが、それ以上にEU以外の第三国等との協力により、上記のような英国の理想を実現することを英国が望むならば、そのための枠組み・制度を形成することが今後の第三国と英国の関係における、英国の課題、ということになると考えられる。

この点に関し、より具体的に、上記の英国のEU離脱にかかる交渉目標等を踏まえると、英国のEU離脱と関わる英国とEU以外の第三国の関係では、英国にとって以下が今後の課題とされることになると思われる。

- 出入国・滞在管理や移民の受け入れとの関係で、聡明で英国で働くあるいは学問する最善の者達を引き続き引きつけるための、自国の制度の構築²⁷と、他国との官民両チャンネルでの交流等に関わる制度の構築
- (すでに英国政府が開始しているものも含む) EU域外の国々との新たな自由貿易枠組みの構築
- 科学とイノベーションにとっての最適地とするための、自国の制度の構築と、他国との官民両チャンネルでの交流等に関わる制度の構築
- 犯罪・テロ対策に関する第三国との協力枠組みの構築

この点について具体的な国々との関係では、2017年1月17日の演説で明示的に言及したパキスタン、バングラディッシュ、アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アフリカ諸国や、Commonwealth加盟国等の世界中の国々との関係で、これらの課題についてどのような対応をするのが、今後の英国の対応において留意されるべき点と思われる。

なお、英国が、より強く、より繁栄するためには、当然のことながら、政府間において協定等の枠組みを構築するだけでは不十分であり、その枠組みを通じて実際に経済活動をする企業等の具体的な主体との

27 この点に関し英国政府は各種の報告書を発出しており、最近では、2018年12月に”The UK’s future skill-based immigration system” (<https://www.gov.uk/government/publications/the-uks-future-skills-based-immigration-system>) と題する報告書を発出している。

協力・協働が必要である。

他方でこの点に関し、英国のEU離脱に際し、少なくない企業が、英国から移転し、あるいは英国における事業活動の縮小等をはかるなどを行っている旨の報道等もある。もっともこれらの企業のなかには、いわゆるレガシー系の産業に属する企業もあって、それらの事業者の移動が、英国全体の産業や事業の更新の観点からすれば、少なくとも長期的には、それほど問題にならない場合も少なからずあり、事業者の移動それ自体が常に英国にとって問題なわけではない。

とはいえ、そもそも事業主体の減少に対しては、新たな産業分野における最先端の事業者の誘致等の可能性も含めて、新たな産業の構築等の対応が求められる。今後の英国においては、この点が課題になると考える²⁸。

（8）英国と日本の関係

（ア）近時の日英関係

英国のEU離脱の決定以降、日本と英国は、多くの政治レベルの会合等を実施し、各種の多数国間、複数国間あるいは二国間の諸課題に関し協議し、協力関係の構築等について合意する等している。近時の取り組みとしては、以下の文書が日本と英国間で合意されている²⁹。

（i）日英共同声明（平成31年1月10日）

2019年1月10日の日英首脳会談の際に発出された本共同声明は、「英国がEUを離脱するに際し、我々は、次の10年の課題と機会を見据え、両国間の戦略的パートナーシップを一層深化させる。」とし、また「我々は、自由で開かれたインド太平洋を維持するために、パートナーと協力することが相互の利益であることを再確認した。我々は共に、アジア及びそれを超える地域において連結性を構築し、安全保障を強化するとともに、両国の経済的パートナーシップを強化し、将来の技術を形作るための科学及びイノベーションにおける強みを活用し、また、世界の貧困に取り組む持続的開発目標（SDGs）達成するために協働していく。」と述べた。

以上を踏まえ具体的に同文書は、次の項目の下にそれぞれ次の点を述べた。

第一に「連結性及び安全保障の強化」の項目の下では、「両国が共有する利益を保護し、国際的及び地域的安全保障を支えるルールに基づく国際システムを維持するため、両国の安全保障パートナーシップを引き続き拡大し、深化させる。この取組みを促進するため、我々は、2019年春に東京において第4回日英外務・防衛閣僚会合を開催することを決定する。」とし、インド太平洋地域における安全保障に関する実質的な協力の発展、両国の防衛パートナーシップの拡大、北朝鮮問題にかかる国際社会のコミットメントの重要性の確認、公正かつ安全なサイバー空間を促進に対するコミットメントの表明、宇宙空間における活動の長期的な持続可能性及び法の支配を促進することに対するコミットメント等を表明した。

第二に「経済的パートナーシップの強化」の項目の下では、次の点等について、日本と英国の意思を確認した。

－英国のEU離脱に関し、英国における快適なビジネス環境を確保すること等に関する英国のコミットメントを日本が高く評価すること。

28 この点に関連して、2017年1月17日の演説においてメイ首相は、英国のEU離脱は、EUの解体の始まりではなく、また英国はそれを望んでいない、英国はEUの成功を望んでいると述べ、他方で、英国国民が、グローバルな関係性やより広い世界との貿易関係を代償にしてEUの加盟国としての地位を得ていると感じており、またより直接的な統治を求めている、と述べている。

この点や、英国がGlobal Britain等の概念の下に、より広い国との（貿易）関係を求める等も踏まえて考えると、英国は、EU加盟国という関係性（ネットワーク）に排他性があり、さらに中国をはじめとするアジアとの比較において、EUの排他的なネットワークが相対的に弱体化していくことを感じて、それに対する対策をとろうとした、とも解される。

EUが排他的なネットワークであるかどうかはともかく、ネットワークを強化するためには、ネットワークの構成自体を拡大する、ネットワークの形状を改善する、ネットワークを他のネットワークとつなぐ、等の各種の方法があり、今回の英国のEU離脱は、今後の交渉や英国のポジションの取り方にもよるが、英国を結節点としてEUとEU以外を結びつける形で英国もEUも強化する結果を導き出させる可能性もあるとも考えられる。

29 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/index.html>.

- 日 EU・EPA を含む日 EU 間の国際約束が、英 EU 間の離脱協定に規定されるとおり、実施期間中に日英間において引き続き適用されることを確保すること。
- 日本と英国との間の新たな協定が、実施期間の終了を念頭に、できる限り早期に作成されること。
- 日 EU・EPA を日英間の将来の経済的パートナーシップの基礎として議論を進めること（このようなパートナーシップを早急に作成する必要があることを認識すること）。
- 日本が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定への英国の加入の可能性について支援すること。
- 「合意なき離脱」のシナリオが与え得る深刻な影響について議論し、貿易及びその他に関する国際約束の下での協力の継続性を可能な範囲で維持することについて、事務レベルで共に取り組むこと。
- 自由で公正なグローバル貿易を支持するために共に取り組み、全ての不公正な貿易慣行を含む保護主義と闘い続けること³⁰。

- 日英財務協議を通じたものを含め、金融サービスに関するパートナーシップを深化させること。

第三に「イノベーションと成長の促進」の項目の下では、成長を促進し、現代の大きな課題に対応するため、我々は、科学、研究及びイノベーションに係る新たなパートナーシップを構築する旨等を述べた。

(ii) 第3回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）共同声明（平成29年12月14日）

2017年12月14日の第3回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）共同声明では、次の点等が述べられた。

- 日英両国が欧州及びアジアにおけるそれぞれ最も緊密な安全保障上のパートナーであることを再確認。グローバルな安全保障上のパートナーシップを次の段階へと引き上げることへのコミットメントを表明。この観点から、今後も進化する文書として定期的に改訂されていく、安全保障・防衛協力に関する行動計画の策定を歓迎した。
- 自由で開かれたインド太平洋地域を維持するために協働していくことが共通の利益。今後、あり得べき空母の展開を含む、この地域への英国の安全保障面での関与の強化を歓迎。
- 東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き懸念。緊張を高め得るいかなる一方的な行動にも強く反対。南シナ海における実効的な行動規範の策定のための交渉の早期妥結を支持。このような外交的努力が係争地の非軍事化につながるという認識を共有。
- 2018年2月の日英サイバー協議を含め、サイバーセキュリティ分野における情報共有及び協力を一層強化。
- 宇宙の安全や安全保障問題に対処し、全ての宇宙活動に対して責任ある行動を求める国際規範を促進していく。

(iii) 日英共同ビジョン声明（平成29年8月31日）

2017年8月31日の日英首脳会談の折には、「日英共同ビジョン声明」、「安全保障協力に関する日英共同宣言」、「繁栄協力に関する日英共同宣言」等が策定された。このうちまず「日英共同ビジョン声明」は、両国の安全保障及び繁栄のパートナーシップを次の段階へ引き上げることによりコミットしたとしたうえで、「国際安全保障の確保」「経済パートナーシップの強化」「イノベーションと成長の推進」の項目でそれぞれ次の点を述べた。

第一に「国際安全保障の確保」では、日英両国は、アジア及び欧州において、互いの最も緊密な安全保障上のパートナーであり、安全保障及び防衛は両国の関係の礎石であることや、力や強制により緊張を高めようとする、または、現状を変更しようとするいかなる一方的な行動にも強く反対する旨が述べられ、さらに後述の「安全保障に関する日英共同宣言」を発出した旨が述べられた。

第二に「経済パートナーシップの強化」では、日英両国は、二国間の繁栄の関係を深化させるために我々が共有する長期的なビジョンを実現するべく、閣僚の関与を強化することを決定したこと、後述の「繁栄

30 この点に関し本文書は、「この観点から G7及び G20において緊密に取り組む。また WTO との関係では、(1) WTO のルールを貿易上の緊張の根本原因により良く対処するために改革し、(2) デジタル貿易に係る議論を前進させ、(3) WTO の通報及び監視機能を強化し、及び(4) 紛争解決制度の機能を向上させることを含め、WTO 改革に係る議論を前進させることを追求する。」旨を述べている。

協力に関する日英共同宣言」において、この共有された目標を我々がいかにして達成するかを定めたことが述べられた。なお同文書は、日 EU・EPA の最終的な規定を踏まえ、日英間の新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組むことを述べている。

第三に「イノベーションと成長の推進」では、日英両国は、産業生産性を向上し、世界のデジタル経済を主導し、民生用原子力エネルギーの分野における我々の戦略的パートナーシップを構築し、クリーン・エネルギーへの道筋を示し、強化された地域の連結性のために開かれ、公平なアクセスが可能な質の高いインフラを促進し、人口動態上及び保健上の課題並びにジェンダーの平等確保への新たなアプローチを先導し共有すること等が述べられた。

(iv) 安全保障協力に関する日英共同宣言（平成29年8月31日）

安全保障協力に関する日英共同宣言では、次の点等が述べられた。

- 日本の「積極的平和主義」と「グローバルな英国」という英国のビジョンにより具体化された、グローバルな戦略的パートナーシップを次の段階へと引き上げるコミットメントを再確認。
- 世界において、特にインド太平洋地域において協力を強化。
- 日本は、今後あり得る英国の空母の展開といった陸海空軍の派遣を通じたものを含む、アジア太平洋地域への英国の安全保障面での関与の強化を歓迎。
- 日本は、五か国防衛取極（FPDA）を通じたアジア太平洋地域の安全保障への英国のコミットメントを歓迎。
- サイバー空間のための国際的な安定の枠組みを促進し、悪意のあるサイバー活動を抑止し、軽減し、原因を特定するため、協力を強化する。
- 宇宙活動の透明性向上のため協力を継続し、宇宙活動のための責任ある行動規範を強化。
- 国連、G7、G20といった多国間枠組みにおける協力を継続。英国は、日本の国連安保理常任理事国入りに対する強い支持を改めて表明。
- 上記の安全保障協力に関する関係当局間の具体的措置を伴う行動計画を策定。

(v) 繁栄協力に関する日英共同宣言（平成29年8月31日）

繁栄協力に関する日英共同宣言では、強固で、成長している二国間の貿易・投資関係が両国のビジネスと国民に利益をもたらしていることを認識し、また、日英両国は、自由貿易の最も力強いグローバルな旗手の一員であり、日英両国の国民や経済への利益及びグローバルな繁栄の支持のため、ルールに基づく自由で公正な貿易を推進するべく日英両国が協働することが、かつてなく重要となっていることを確認するなどしたうえで、次の点等が述べられた。

- 貿易・投資関係を前進させるため、貿易・投資作業部会を通じて協力すること。
- 高級実務者による産業政策対話を開始すること。当該対話では、まず、宇宙、航空、エネルギー・気候変動、先端製造業及びバイオ経済を対象とすること。
- 研究者やビジネス界の連携をより容易にすべく、研究・イノベーションのための資金提供機関間の「リード・エージェンシー・アレンジメント」の策定を目指すこと。
- 原子力対話は、民生用原子力活動全般に関する二国間協力を強化する機会であり、英国は、英国での原子力発電所建設計画への日本の産業界の関与を歓迎すること。

(イ) 英国の EU 離脱にかかる対応

(i) 企業等の対応

英国及び EU は、英国と EU 間で離脱協定等に関する合意が成立しない場合の対応も含め、一般に対する各種の情報提供を行うなどの対応をしており、そのうちの一部については以前に拙稿で紹介した³¹。当

31 拙稿「英国の欧州連合（EU）離脱に係る EU 発出のステークホルダー向け注意喚起の概要」筑波法政第75号15頁（2018）（https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=47634&item_no=1&page_id=13&block_id=83）；拙稿「英国の欧州連合（EU）からの離脱（Brexit）交渉に関する「英国及び EU への日本からのメッセージ」の視点からの評価と今後の日本からの要望」筑波法政第76号18頁（2018）（https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=48103&item_no=1&page_

該拙稿の公表後、英国はさらに関連の文書を公開しており³²、また EU は、合意なき英国の EU からの離脱に関する緊急対応についての文書を2018年12月に発出するなどしている³³。

英国を含む欧州で活動する日系企業については、これらの文書を参照する等して、いわゆる合意なき英国の EU 離脱の場合を含め、対応の準備が求められる。他方で、すでに別稿でも指摘したとおり、通関手続きの負担の拡大等は、事業者側で対応できる問題というよりも、英国と EU あるいは EU 加盟国で対応の方がより有効で合理的であることから、その点等については、英国あるいは EU もしくは EU 加盟国の対応が期待される。

なお英国の EU 離脱に対する対応としては、欧州医薬品庁のアムステルダムへの移動や金融機関の欧州大陸への業務の移動等、公的機関や民間事業者等で、すでに実際に英国の EU 離脱への対応が始まっている事例もあり、民間企業等の今後の対応においては、これらの実際の動きを踏まえた対応が必要である。また、これに関連して、英国政府、EU あるいは EU 加盟国においては、主に政府機関等の具体的な動向に関する情報について公表する等、適時の適切な情報提供が必要と考える。

(ii) 英国と日本の関係

上述の2019年1月の日英共同声明で述べられているように、「日本と英国との間の新たな協定が、実施期間の終了を念頭に、できる限り早期に作成されること。」や、「「合意無き離脱」のシナリオが与え得る深刻な影響について議論し、貿易及びその他に関する国際約束の下での協力の継続性を可能な範囲で維持することについて、事務レベルで共に取り組む」ことは適切と思われる。また、これも同文書で述べられているが、今後は二国間の相互関係のみならず、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定への英国の加入や、WTO における各種の取り組みに係る協力などでも、日本と英国は協力できると思われる³⁴。

その他、すでに述べたとおり、EU 離脱後の英国の第三国との国際関係にかかる課題として、人的交流制度の構築、自由貿易枠組みの構築、科学・イノベーションにかかる交流制度に関する国際関係の構築、犯罪・テロ対策等安全の保障等に関わる協力枠組みの構築等が英国の課題としてあげられる。これらのいくつかについては、前出の日英共同声明等でもすでに触れられているが、これらの具体化等が今後の課題となると思われる。また、再三記述しているとおり、英国は、「より強く、より公平で、より結束し、かつより外界に目を向け、さらに、より安全で、より繁栄する、またより寛容な英国を構築することを目指し、また英国が、先んじて世界を構築する、国際的に有能な者達を引きつけ、あるいは開発者・革新者の拠点となることを望む」としており、この観点から、日本と EU が協力することが日本と英国の利益となる点があれば、それに関して協力することが、今後の日本と英国の関係のさらなる発展に有効であると解される。

id=13&block_id=83) .

32 <https://www.gov.uk/government/collections/how-to-prepare-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>

33 https://ec.europa.eu/info/publications/communication-19-december-2018-preparing-withdrawal-united-kingdom-european-union-30-march-2019-implementing-commissions-contingency-action-plan_en. また、注意喚起文書について https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices_en

34 この点に関しては、次のような見解がある。

- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定への英国の加入については、欧州大陸諸国と異なり英国は海洋国家であり、また通商面で旧英連邦諸国と多くの共通点を有していることから、英国の加入は、アジアへの適切な貿易ルールの拡大のために有意義である。
- WTO 改革に係る議論に関し、EU から離れた英国が独立して貢献できることは今後の国際通商体制の再構築に有意義と解される。
- 特に WTO の紛争解決手続きに係る議論に関し、WTO のパネルの判断の執行に関する手続き等を含め、国際ルール作りに、英米法連合としての英国の貢献が期待できる。

おわりに

（1）近代国家としての英国のモデル性

明治の近代革命時代の日本の例や、現代においても（議会制）民主主義の範例として英国の議会制が上げられる点を踏まえると、我が国における民主主義制度に対する英国の影響は少なくない。また英国の旧植民地等で、英国の民主主義制度を範型とした（議会制）民主主義制度を採用している国もあることを踏まえると、英国型の民主主義から生じる問題は、ひとり英国だけの問題でもなければ、英国と日本にだけ共通の問題というわけでもなく、広く英国型の民主主義制度を取り入れた国々に共通する問題と解される³⁵。

この点に関し、先に述べた通り、英国国民は、英国がEUから離脱することを決定し、その具体的な実現は、メイ首相にゆだねられることになった。そこでメイ首相は、民主主義制度を採用する国において国民が民主主義的決定をしたことは尊重されるべきとして、それを尊重するためにEUと交渉を行ってきている。この英国とEU間の交渉を行う際に、メイ首相が掲げた英国のあるべきビジョンや具体的な目標には、国民投票の意義をメイ首相が解釈した趣旨のものと、国民投票の結果に対応するためのものがあると考えられる。

このうち前者の国民投票の意義をメイ首相が解釈した趣旨のものの中には、英国固有の歴史等に基づく特別なものもあるが、法、国境並びにカネに関する管轄権を取り戻す等、英国だけでなく、民主主義的判断という名目のもとで、国民によって、その他の国においても決定される可能性があるものもあると思われる。

他方で、今日のグローバリゼーションの拡大とそこからの裨益によって成立している国家システムも少なくないことを考えると、国民投票の結果に対応するためにメイ首相が設定した目標に含まれる、自由貿易の擁護や自国にとって有益な人材の誘引等は、英国と同様の決定を行った国においてその決定に対応する際、結局掲げざるを得ない目標とも解される。

このように英国の現実の状況を踏まえて考えると、結局、少なくとも英国型の民主主義をとっているいずれの国でも英国のような決定が民主主義的に行われる可能性は否定できず、またその結果に対応する際、当該国の政府は、メイ首相の立てたような対応目標を立てざるを得ないとも考えられる。

この点を踏まえると英国のEU離脱に関わる今後の事態の進展は、興味深く、参考になる事例と解される。

（2）国家・あるいは国家間システムのあり方

なお今時の英国の対応が、興味深い事例であることを指摘するとどまらず、このような決定をする国が生じた場合どのような対応が考えられるかについては、もちろん今後の英国の実務的な対応やこれまでの英国やEUの経験の詳細な分析・検討から学ぶ部分は大きいと思われ、それを踏まえての研究が待たれると考えるが、ここまでの資料等を踏まえると、たとえば次の点を述べることができると考える。

第一にそもそも今回の英国のEU離脱に際しては、英国への移民の急激な大量の流入が問題になったとされているが、それにもかかわらず、英国は、上述の通り、自国に有益な人材を積極的に受け入れる旨を表明した。この点からするならば、英国にとどまらず、その他の同様の政体を採用する国やそのような国を含む国から構成される国際社会においては、今後への備えとして、国際的な人員・人材の流れが適正な量と質になるようにコントロールするための方法を形成することが求められると考えられ³⁶、またその前

35 この点に関連して、2019年1月15日英国議会は、離脱協定案等を賛成202票、反対432票の大差で否決し、他方で同16日には内閣不信任案を否決、さらに、同21日に政府が提出した今後の方針に関する動議に関し同29日バックストップの再交渉要求及び「合意なき離脱」を拒否する修正案を可決、2月14日には1月29日の採決結果の支持確認等を求める政府動議を否決する等、英国議会は迷走している。このような英国議会の状況を踏まえると、民主主義的な正統性・正当性を付与する機関としての議会の役割と、実務上の実体的な合理性を踏まえた政策決定を求められる議会の役割の関係性・バランスの観点から、民主主義的議会制の制度設計の実務的なあり方に関する知見を学ぶべきとも考えられる。

36 この点に関し、一般的に自然人の国際的な移動については、経済的な観点と難民問題への対応の観点があり、それぞれに対応するための各種各様の政策や法制度等が国際社会で構築されている。また、EUにとって難民問題が重要な問題

提として、世界全体としての教育水準の向上や、国際社会全体で人が移動する際を想定した教育メカニズムの形成等を通じて、国際的に移動する人々が、一定程度以上の質であることを確保するメカニズムを形成することが必要とされ、さらにその人の流れが流れ着く先である受け入れ側の体制の整備等について検討することが必要とされることなどが、実際的な対応の例としてあげることができる。

第二に、英国は関税同盟から離脱することを意図しつつも、EUと自由貿易を維持し、第三国と自由貿易を追求したい、とする対応をとった。そもそもWTOにおいて関税同盟の形成を容認するのは、世界においてより広く自由貿易を推進するためであること等からするならば、英国がEUと自由貿易枠組みを維持しながら、さらに自由貿易を推進することを望むのは、正当であるとも評価される。アイルランド問題への解決とも関連するこの問題の実際的な解決が、英国のEU離脱にかかる交渉の中でどうなるかは、興味深い。特に英国が、EUと政治宣言案に記載されているような関係を維持しながら、他国とも同様の関係を形成することを通じて、欧州における英国独自の立場を構築し、その特有の役割を果たせるようになればそれは非常に興味深いと考える³⁷。

(3) 国家とそれ以外の世界で活動する多様な主体との関係

なお今回の英国のEU離脱に際しては、英国とEUあるいはEU加盟国だけでなく、それらの間で具体的に実際の経済活動等をする事業者等の利害関係が重要な考慮要素であり、それらもまた重要な主体である可能性があることが看取された。

上記のような事象は実は英国のEU離脱に関してのみ生じている訳ではない。ダボス会議や、国連グローバルコンパクト等の発展に見受けられるように、そもそも今日世界の国々の首脳は、国家間でのみ対話協議を行って、世界の行方を決めているわけではなく、多国籍企業、世界各国で投資を行う投資ファンド、国際機関など、各種の主体との協議・協力を行っており、それによって、世界の構図は日々変転・進展している。

この点との関係で、近時英国を含む欧州や、OECD等も含めて、世界各所で話題に上がるデジタル課税の問題は、一つの興味深い事例を提示していると考えられる³⁸。

すなわち、GAF A (google, amazon, facebook, apple) 等のIT企業等が多大な収益を世界中で上げる一

で、EUあるいはEU加盟国が各種の取り組みをしながら、同時にその対応に苦慮してきたことは知られている（この点に関し、例えば、児玉和夫（EU代表部大使）「欧州の将来：英国のEU離脱を超えて」<https://www.kasumigasekikai.or.jp/2018-12-03-3/>；なお英国のEU離脱と難民問題が関係あるか否かについては、たとえば、土谷岳史「第4章 移民問題とメディア政治」須網隆夫+21世紀政策研究所編『英国のEU離脱とEUの未来』所収）。またこの問題は、EUによる取り組みに限らず、政治的あるいは政策技術的観点等から、OECDやIOM等によるものをはじめとして、多種多様な研究や実際の政策の実施等が行われている。このようにこの問題は、歴史的経緯のある複雑な問題であることから、さらなる分析・調査・検討等は将来の課題としたい。

37 この点について一般化するならば、そもそも個別の国家は、その大きさ、人口構成、政体、経済的産業構造、等が異なり、それぞれの国家が平等だとしても、それぞれの能力は異なり、実施・実行できることも異なる。国際社会がうまくいくためには、それぞれの国家がそれぞれの持ち味を生かした、役割負担をできることが必要であり、それを許容する国際社会の構造を考えることは有益と思われる。

もっとも他方で、このような構成要素の多様性を許容するシステムは、構造が複雑化し、調整が複雑になることから、脆弱性が高くなり、また機動性が低下する。

このような組織構造と、その構造の強度や機能性との関係の中で、どのような国際社会の構造を目指すのがここでの問題とも考えられる。

38 デジタル課税に関する議論を整理した邦語文献の例として、例えば、佐藤良（国立国会図書館 調査及び立法考査局財政金融課）「デジタル経済の課税をめぐる動向」調査と情報—ISSUE BRIEF—第1010号（国会図書館 2018年7月19日）(http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117772_po_IB1010.pdf?contentNo=1)。この文献で上げられているように、すでにいわゆるデジタル課税は、導入されている事例があり、他方で、ここで述べるようなIT企業等を誘致する観点から、減税等の優遇措置をとる国がある。このように国ごとに異なる対応がとられることが今後の情報社会の効率的、効果的あるいは適正な発展に与える影響等を考慮すると、今後の取り組みをどのようにするかについては、課税の場面だけでなく、徴税された税金の支出の側面等も含め、国際社会全体で検討することが有益とも考えられる。なおさらに、必ずしも国際社会全体で調整された対応である必要はないとも考えられるが、後述の通り、そもそもIT企業等と政府は、課税を通じての関係のみがあるわけではなく、課税の代わりにIT企業とガバナンスに関する協力関係を構築する等の対応もあり得ることから、これらの点も踏まえて検討することが有益と考えられる。この問題は、今後の情報社会の発展との関係等も含め、政策面や法技術面等に関し、今後さらに検討を進めたい。

方で、少なくない世界各国の政府が赤字財政を抱えている現状を踏まえると、これらの企業の活動やデジタル製品への課税等が、各種の観点から検討するべきとの指摘がされるのは理解できる。

他方で、デジタル課税をするということは、見方によれば、デジタル社会のプロフェッショナルのもつ資産を取り上げて、レガシーシステムの維持に汲々としている世界各国の官僚組織にその資産の利用を委託するということである。

現在デジタル分野のエッジにいる、GAFA (google、amazon、facebook、apple) 等の IT 事業者等が、例えば幸福追求権の確保や、平等権の保障にどれだけ貢献できるのかは、わからない。またこれらの現在エッジにいる事業者等が、未だ形成の黎明期にある情報社会において継続的に将来新しい世界を構築するイノベーター等になるのかも不明である。

他方で、官僚組織をはじめとする政府組織は、確かに第一義的には国民の最大多数の最大幸福を目標にして、それを追求するために組織されているが、実体的にそれに完全に成功している状況にあるかはつとに疑問を呈されているところであり、また、その非効率性や前例踏襲による硬直性は、以前から長きにわたって指摘されてきたところである。

現代において IT 事業者等と政府は、消費者あるいは国民等である各個人から見ると、IT 事業者等に支払う費用一単位と政府に税金として支払う一単位のどちらが結果としてより高い厚生を自分に与えてくれるかの比較対象とも解されなくはない。

問題を矮小化する意図はないが、例えば未だ全く未完成で無限のチャレンジが残っている情報社会の将来の設計や構築に対して、現状エッジにいる GAFA 等の IT 事業者等が、より迅速かつ効果的にチャレンジできるのか、それとも政府が税金という形でそれらの資産を徴収してチャレンジする方が望ましいのか、あるいは GAFA 等の IT 事業者等×政府で第三の道を探る可能性はあるのか、さらにはその他の可能性があるのか、それが今、現代社会が直面している課題とも思われる。

歴史的に見ると、蒸気機関等人類が新しい革新的な技術を手にした際には、大きな社会・国家等の変化が生じている。現在生じている情報通信技術の発展も、これらの例と同様であるならば、新しい社会、新しい国家が現出される可能性は高い。もちろんこのような課題に人類が対峙した際、いたずらに技術発展を肯定し、それを追従することを良しとするならば、近時では交通戦争とまでいわれた交通事故の多発のような事象が生じることもあり得る。他方で学問・技術の発展に背を向けるならば、天動説を肯定し地動説を否定した時代のように、真実に背を向け、人類の発展をいたずらに停滞させることになる。

現代がどのような時代なのかは議論の余地のあるところであるが、人類発展の最終段階にいるわけではなく、情報社会に至っては、未だその入り口に立ったばかりといっても決して過言ではない。この点について本稿で検討した英国の EU 離脱の事例からは、国家間の交渉や協力だけでなく、その他の各種の主体との協力等が、英国にとって実務上必要で、それがうまくいけば有益であると考えられることが看取され、上述の通り、実はそのような動きは、この事例にとどまらないと考えられた。

英国の EU 離脱における英国の対応を見ていると、先述のような時代に人類がいると認識する場合、明日の地球を、明日の世界を、明日の日本を誰がどのような人々や集団・団体と、どのように協力等しながら形成していくのが最善か、実際に世界の各種の社会で活動する主体が従来と比較して多様になった今日においては、柔軟な考え方にに基づき十分に検討することが必要と思われる。

なおこの点との関係で、英国の EU 離脱の歴史的意義について考えてみると、かつて自国で生じた清教徒革命や名誉革命を踏まえて、市民社会や民主主義制度という新たな政治システムを形成・構築した英国が、産業革命を経て、世界の政治制度と産業政策に影響を与えたように、新たな政治システムを構築し、それを踏まえて今日のグローバリゼーションや情報社会をさらに発展させ、その成果を世界に提案できるのか、それが英国の EU 離脱を契機に英国民が直面している課題とも思われる。そしてこのいわば人類の進歩への課題ともいべき課題に直面する英国との関係で、世界・日本は英国民の荣誉ある行動を期待してその動向を傍観するのか、あるいは、ポリシーサンドボックスを英国が世界に提供したことを歓迎しつつ、英国と共にそれにかかわっていくのか、それは日本も含む世界の選択と考える。

(日本大学非常勤講師)